

平成27年3月第38回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成27年3月3日第38回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子                      2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子                      4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司                      6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子                    8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭                      10番 渡邊健一

11番 四宮規彦                      12番 高野進

13番 熊澤勇                        14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃                        16番 鞠子幸則

17番 佐藤實                        18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	牛 坂 昌 浩	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	西 山 茂 男	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長	
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	都 市 建 設 課 専 門 官	市 川 仁
会 計 課 出 納 班 長	菊 地 邦 博	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	教 育 長	岩 城 敏 夫
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、4番 小野一雄議員、5番 佐藤正司議員を指名いたします。

次に、諸般の報告をいたします。

説明員の変更通知があります。会計課鈴木会計管理者兼会計課長にかわり、会計課菊地班長が本日の会議に説明員として出席しますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。私は3つについて一般質問を行います。

1つ目は、寡婦（夫）控除のみなし適用について。2つ目は、仮設住宅の集約について。3つ目は、いちご団地についてであります。答弁よろしく願いいたします。

まず、第1点、寡婦（夫）控除のみなし適用についてであります。

非婚、いわゆる結婚歴のない非婚ですね、ひとり親家庭に寡婦（夫）控除のみなし適用を行ってはどうかであります。答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

本町における寡婦（夫）控除が適用される制度の主なものといたしましては、保育料、子ども医療費、心身障害者医療費、母子父子家庭医療費の助成における受給対象者の判定、未熟児養育医療費の助成における徴収基準月額の設定、公営住宅入居の際の家賃決定等が該当するものであります。

これらにつきましては、現在のところみなし寡婦（夫）控除は行っておりませんが、保育料については、低所得のひとり親世帯の負担軽減として、市町村民税非課税世帯等は減額しており、この適用は未婚のひとり親についても行っております。

議員のご質問であります寡婦（夫）控除のみなし適用につきましては、根本的には税制度改正の中で検討されるべきものと考えます。独自にみなし適用を実施する自治体もあるようでございますが、今後、近隣の市町村と連携を図りながら、国に対して働きかけを行ってまいります。

なお、教育委員会では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して就学上必要な経費の一部を援助する就学援助制度がありますが、就学援助対象者の認定基準の中には、児童扶養手当を受けている世帯があり、その他生活状態が不安定で経済的に就学が困難な世帯という項目もあります。この制度において、非婚ひとり親家庭についても認定基準の範囲内の1パターンとして捉えておりますことを申し添えます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、寡婦（夫）控除のみなし適用をしている自治体もあると言われましたので、私がこれをなぜ質問したかも含めて、背景も含めて、若干みなし適用をしている自治体の状況も踏まえて質問いたします。

県庁所在地の市及び政令市合わせて全国では51市ありますけれども、2013年度ま

でみなし適用を実施しているのは10市、14年度実施は14市です。

実は、2013年9月に最高裁が決定いたしました。どういう決定かという、いわゆる結婚歴のあるなし、嫡出子及び非嫡出子によって相続の差別は違憲だと、憲法違反だと。結婚歴のあるなしにかかわらず、相続は平等であるべきだという最高裁の決定であります。それを踏まえて国会では、2013年12月に民法を改正しております。相続税を平等としております。

2015年4月、ことしの4月からですけれども、実施予定は4市、検討中が10市、合わせますと、県庁所在地及び政令市では51市のうち38市がみなし適用を行う及び検討中となっております。

政令市は全国に20市ありますけれども、そのうちの9割に当たる18市、これは実施及び検討中であります。仙台市もみなし適用を行っております。そういうことも含めて、もう一回今後検討するという答弁できると思いますので、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変貴重な資料のご提供ありがとうございました。

お伺いしていますと、県庁所在地なり政令都市なり、大都市のようでございます。本町といたしましては、先ほど申し上げましたように税制度改正の中で検討されるべきという基本的な方針を持っております。

したがって、同レベルの市町村と連携を図りながら、今後対処していきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ぜひ周辺市町村、岩沼市、山元町、名取市などと話し合いを持っていただきたいと思えます。

2点目に移ります。

仮設住宅の集約についてであります。2点お伺いいたします。

まず、第1点目、仮設住宅の供与期間延長について、本町で特定延長されるケースはあるのか。また、県に特定延長の要件を緩和するよう要望してはどうかであります。特定延長のケースがあるのか、また県に特定延長の緩和を要請してはどうかの2点であります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 亶理町の場合、現在延長されている供与期間である平成28年の春までに災害公営住宅が全て完成していることと、防災集団移転先の整備が全て終了し希望者に引き渡しを完了していることから、国による災害救助法での一律の供与期間延長が難しい状況であります。

宮城県では供与期間内で再建できない者がいることから、特定の要件に該当し、引き続き供与が必要となる世帯を延長する特定延長の導入を検討しております。特定の要件とは、防災集団移転等、公共事業による再建は決まっているが、工期等の関係から、供与期間内に仮設住宅を退去できない者であり、この要件を満たす者がいる場合は住宅環境整備のおくれがあるとみなされ、公共事業によらない個別移転を行う者等で、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者についても同様に特定延長の対象となります。

防災集団移転の移転先団地で特定延長の対象者がいない場合は、個別移転のほうも対象とならないことから、現在防災集団移転団地内で特定延長の対象になる方がいるのかを調査しております。

また、特定延長を行うこと自体が、まだ国から正式に同意を得られたものではなく、宮城県では同意を得られるように国と事前協議等を行っている状況であります。特定延長の実施並びにその要件緩和については、今後、近隣市町と足並みをそろえて要望してまいります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 仮設プレハブ住宅の供与期間はいつまでなんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 27年度中ですから、28年3月です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 28年の3月までがプレハブの供与期間となっております。

この特定要件の説明をさっきされましたけれども、災害公営住宅、亶理町はことしの4月に全て整備されるようになっていて、防災集団移転も土地の売り払いは終わって、今皆さんが住宅を建てるようになっています。工期がおくれた場合及びいわゆる個別移転でも工期がおくれた場合、その場合について特定延長を認めるとなっています。これはあくまでも工期がおくれた場合であって、例えばこれは1月21日、県議会の常任委員会で議論されたそうであります。新聞記事によりますと、県会議

員の先生方は、仮設住宅には高齢者を中心に経済的、精神的にどうしても仮設住宅から退去できない方がおられると。そういう意味では、もう少し特定延長の緩和を行うべきだという議論がされているそうであります。ですから、その点も含めて、もう一回答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、支援課のほうでアンケートを取りまとめて精査中でございます。一部精査が終わったものもございますけれども、いわゆる回答のない方もいらっしゃいます。今議員がおっしゃったような方々もいらっしゃいます。

したがいまして、もう少し時間をかけて、一人一人の条件について検討してから結論を出したいなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど言いましたけれども、1月21日の県議会の常任委員会に提出された資料によりますと、ここ大事なんですけれども、県としては今後仮設住宅の退去については、なお供与終了に当たっては全ての仮設住宅入居者が安定、安心して生活できるよう、住まいの確保について関係市町との連携、協力しながら、各入居者に応じて支援を推進すると。各市町村と連携をとりながら、それぞれの被災者の皆さんの状況に応じて支援を推進すると、大事なところであります。

次の2点目にもかかわりありますけれども、こういう方針で今後対応されますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） では、2点目です。

仮設住宅の集約についてであります。まず、集約するのかどうかですね。集約する場合、いつまでどのように集約するのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 1月末現在で、プレハブ応急仮設住宅の建築戸数1,126戸に対し532戸が入居しており、建設当時の約半数が空き部屋となっている状況であります。今後、災害公営住宅への入居が可能となりますと、プレハブ仮設住宅の空き住居がますます増加いたします。空き部屋がふえることにより、居住者の安全面、衛生面の確保が困難となることから集約は必要となります。最終の公営住宅が6月に完成す

ることから、引っ越し等も考慮し、10月ごろには集約の場所等も含め、実施についての方向性を示したいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いつまでどういう方法で集約するかを、10月まで検討したいという答弁でありました。

きょうの読売新聞にも15市町村の首長さんにアンケートを行った結果として、亘理町は仮設住宅を集約すると答えております。仮設住宅の集約について考える上で極めて大事なのは、今、仮設住宅に入居している方々の状況がどうなっているかが非常にポイントになるわけであります。

若干、その点についてお伺いいたしますけれども、県は2012年、13年、14年と仮設住宅の方々に健康状況も含めて実態を調査しております。それによりますと、2014年の仮設住宅の高齢化率は43%であります。県全体では24%でありますけれども、亘理町の仮設住宅の高齢化率は何パーセントになっておりますか。答弁できますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それにつきましては、支援課で集約しているので答えるようにします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

亘理町におきましては、65歳以上の入居者につきましては413名、全体の33.4%という数字になってございます。ちなみに60歳以上ですと517名、42%。70歳以上ですと313名の25%という数字になってございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅の高齢化率は33.4%、亘理全体では26.4%ですから7%ぐらい多いです。65歳以上の単身世帯は県の調査では全体では2割なんですけれども、亘理町の65歳以上の単身世帯は81世帯であります。仮設住宅の世帯数は449世帯あります。これは2月20日時点でありますけれども、ですから18%が65歳以上の単身者であります。亘理全体では1万1,522世帯のうち65歳以上の単身者は944世帯ありますから、パーセントでは8.2%であります。仮設住宅の約10%以上が65歳以上で、単身高齢者が多いとなっております。

県の全体的な調査では、仮設住宅の２割の方々が健康に不調を訴えております。また、朝昼お酒を飲むことがあるという方が亘理町でもそうですけれども、約２％になっております。今、仮設住宅の説明が先ほどありましたけれども、約半数が仮設住宅から退去されておりますので、いわゆる孤独感ですね、高齢者を中心に精神的にも肉体的にも大変な状況になっております。

つまり、仮設住宅そのものは３年が原則でありますけれども、１年置きに延長されて５年になっておりますけれども、そもそも仮設住宅に今おかれている方は本当に大変な状況であります。集約する場合、こういう方々が本当に仮設住宅から退去できるような支援をきめ細かく行うことが大事であります。それを踏まえて集約するというに、集約することが目的ではなくて、仮設住宅の方々が高齢者を中心に仮設住宅から退去して、災害公営住宅などに入居できる支援を強力に行う必要があります。その点について答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいま議員がおっしゃったように、亘理町は町民の方々のご協力で当初目標にした、まず住まいの確保が大事だということで、その線では町民の全面的な協力を得まして、先ほど申し上げたように６月には全ての計画した住宅、いわゆるハード面が完成するわけです。ですから、あとは議員がおっしゃるソフト面、いよいよ被災者の方々が一番大事な、再スタートに際してどう町が寄り添っていくかということになろうかと思えます。

この件につきましては、先ほど申し上げたように、それぞれアンケートの結果も出ていますから、そしてまた無回答の方もいらっしゃいますけれども、その方々お一人お一人の状態について非常に詳しく、詳細に調査するように現在支援課を中心に進めております。これらをもとにして一人一人状態が違うわけですから、いかにそれに対応していくかというのが今後のソフト面の、いわゆる被災者の方々の再生のキーワードになろうかと思えます。これは言うまでもなくしっかり取り組んでいきたいと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） これは、やはり役場全体で総合的に、また社会福祉協議会を初めボランティアの方々も含めて、全力で仮設住宅から退去できるような支援をする必要があると思えます。私もできる範囲で支援していきたいと思えます。この件につい

ては総括質疑で小野議員さんが質疑されますのでこれにとどめますけれども、若干、御存じのように東松島市は入居率が20%未満だと集約するとなっております。亘理町は空き戸数が609戸、全体の54%、ですから46%が入居するとなっておりますけれども、東松島の入居率が20%未満だと集約するんだという考え方についてはどのように。ほかの町のことですけれども、どう思っておりますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたように、いよいよ再生について、ソフト面につきましては、いわゆる数値的な判断ではなくて、何度も申し上げますけれども、被災者お一人お一人状態が違うわけですから、それを十分考えた上での決断をさせていただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3つ目に移ります。

3点目は一括して答弁されると言われておりますので、一括して質問もいたします。

いちご団地について2点質問いたします。

まず、第1点目、生産者が地権者から借り上げている農地を買い上げる際、国、県に支援、例えば補助金の支給などを要望してはどうかであります。これは土地の買い上げの問題であります。

第2点目、いちご団地の設備の耐用年数が過ぎた際、設備更新の際に、国、県に補助金を支給するように要望してはどうかでございます。これは施設の整備の更新の際の支援であります。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 2つの質問について関連がありますので、一括回答させていただきます。

いちご団地につきましては、現在の入植者に対し、あらかじめ入植の条件を提示してあります。その条件の中に底地の買い上げと設備の更新については、自己負担で行っていただくことになっております。

質問の内容については、いちご団地の営農再開以前から県の担当部署に相談しておりますが、現行の農林水産関係の国、県の補助金では、資産の直接的形成につながる土地の買い上げは原則補助対象外となっており、補助金が投入され整備された

施設の設備の更新についても、同じように原則補助対象外となっております。

これからもいちご団地の現状と町内農業全体を注視し、活用できる補助金を取り入れながら、また必要に応じ、国、県に要望してまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 農地を買う時期はいつになるんですか、5年間と言われましたけれども、その5年間というのはいつ買い取るようになるんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 数字的に間違うと困るので、農林水産課で答えます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 5年後ということをございまして、28年度、ですから29年中に用地の買い取りということで考えてございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 24年、25年、26年、27年、28年。それで、実際平成24年度で造成を行いましたけれども、実際イチゴの生産が始まったのは平成25年なんですね。そこから数えるわけではないですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 結局借地ですので、造成を始めたその年から数えて5年というところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、いちご団地でイチゴを栽培している方々の声を若干紹介したいと思います。

開墾場北のいちご団地で生産をしている方ですけども、その方は大畑浜南でイチゴをつくっておりましたけれども、津波で家も畑も全部流されて、今仮設住宅に入っておりますけれども、防災集団移転促進事業を活用して舟入北に3月に入る予定になっております。60代の夫婦でイチゴを生産しております。40ヘクタールをつくっておりますので、土地代は10アール50万円ですので200万円になります。ビニール代は、この人の話だと約120万円かかるのではないかと。ビニールの交換は5年で交換しないとだめではないと言われております。そうすると、これだけで320万円かかるとなっております。この方はJAに収入が入って、それを一部定期的に積み立てているとしております。今は賃貸借契約で土地を賃貸しているという

ことで年間23万円を払っているということです。

もう一人の方、この方も開墾場南ですけれども、野地にて奥さんが亡くなって、今お父さんとアルバイトでやっていると。20アールですので、この方は100万円ですか。先ほども答弁されましたけれども、土地も設備投資も補助の対象にならないというのが今の制度でありますけれども、その制度を何らかの形で適用されるような努力が必要だと思いますけれども、その点いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、原則補助対象外ということですが、今回の事業につきましては、今議員がおっしゃったように原則を超えた、実は国の手厚い政策的な措置だったと判断しております。したがって、いろいろやはり生産する方にとりまして事情はあろうかと思っておりますけれども、今回あの団地につきましては、ほかでは類例を見ない一つの事業だったこともひとつ認識していただきたいなと思っております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 私がこの質問を取り上げたきっかけは、河北新報に昨年ですけれども、管理組合の森栄吉さんが河北新報に載っておりましたけれども、森さんはこう言っております。

被災した農家の経営が安定するまでには時間がかかります。団地がだめにならないよう、1回目の設備更新、これはビニールのことを言っていると思うんですけれども、1回目の設備更新に補助金を出すなど軌道に乗るまで支援を続けてほしいと。これは組合長が言っているわけでありまして。ですから、5年で軌道に乗るかはわかりませんが、ただし今年度は昨年度に比べて収穫量が多いと皆さん言っております。10アール当たり5.5以上収穫している方もいるということでありまして。軌道に乗るまで支援をしてほしいという管理組合長の声を踏まえて、もう一回答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 冒頭で申し上げましたように、活用できる補助金を取り入れながら必要に応じ、国、県に要望していくという考え方でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 私どもも何らかの形で研究して、できるだけ支援をするように、国、

県にも働きかけていきたいと思えます。以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

次に、11番。四宮規彦議員、登壇。

〔11番 四宮規彦君 登壇〕

11番（四宮規彦君） 11番、四宮規彦でございます。通告に従って質問いたします。

太陽光発電事業についてでございます。3月6日、県、亶理町、事業者等で協定を結ぶという話をきょう承りました。ご同慶にたえません。これを前提にして（1）土地利用計画の進捗状況を伺います。

この太陽光発電にかかわる面積が約75ヘクタールということになっておりまして、この地区の1反当たりの値段が40万円という破格な買収単価が示されました。したがって、地主さんにとってはいいのかなと思っております。

そこで、現時点で太陽光発電に必要な面積の何パーセントが契約内容となっているのかをお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

太陽光発電事業につきましては、津波被害が甚大であった吉田東部地区において、被災農地や宅地を換地、集約し、圃場整備事業と一体的に実施するものであり、施設用地として74.9ヘクタールを見込んでおります。本年1月20日及び24日に地権者への説明会を開催し、先月2月13日に国及び県と構成しております亶理町復興整備協議会におきまして、吉田東部地区における56.4ヘクタールの農地転用許可の特例措置が承認されました。引き続き、計画実現に向けて地権者や事業主体である山佐株式会社、圃場整備事業の実施主体である宮城県及び関係機関と調整を図り、事業を推進してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） それでは、次に移ります。

（2）でございます。事業の収支決算の見込みについて伺います。この事業は、亶理町単独事業ではなくて、全くの私企業でございます。でありますから、知り得る限りのご答弁、総合的なご答弁をお願いしたいと思っております。

この事業展開は、計24年間と推定されます。長期にわたりますので、非常に収支の決算額、企業にとっても、亶理にとっても気になるところかなと思っております。

この事業を行う山佐という会社は、200億円の資金を準備しているということは明確になっております。

そこで、発電事業の損益分岐というのは3点になろうかと思えます。初期投資額、メンテナンス費用、それから将来の電力業界の事情と、この3つで決まるものと思っておりますが、今回は初期投資額について、それに関する事で私はこの収支の問題をご質問したいと思っております。

初期投資額の最低投資額は、1,000キロワットアワー当たり2億5,000万円と試算されております。これは技術の進歩によって現在はこのようになっておりますが、三、四年前はもっともっと高い金額となっているようでございます。

したがって、今回約5万キロワットの発電量でございますから、単純に50倍で125億円がかかるものと。この費用が一つの分岐点の目安かなと思って考えておいたわけでございます。

なお、送電線用の鉄塔の建設費というのは、今までは1塔1億円などというお話があったんでございますが、調査の結果、1基は4,200万ぐらいで十分であると。その間隔が約250メートルあると。工期は1基2カ月。そういったものがだんだんと明らかになって、私のもとに届いております。

そういうことだけを踏まえて、ひとつ山佐と亘理町が話し合っている内容を差しさわりのない範囲でお知らせいただければと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 太陽光発電事業につきましては、事業主体、発電事業者であります山佐株式会社が事業用地を購入し、太陽光発電施設の設置を行い、全量売電の発電を行う計画であり、発電出力につきましては4万9,500キロワットの計画であります。

また、事業資金につきましては、現在、コーポレートファイナンスによる事業として金融機関と協議を行っており、主に土地購入や造成費、パネル等の設備費になります。

事業の収支決算でございますが、資金計画につきましては企業側のことから、今回は収益のみ回答させていただきます。あくまで概算であります。年間の売上収入を約20億円と見込んでいますと伺っております。なお、山佐株式会社からは、被災地支援の一環といたしまして、売電収入の一部を本町の農業や復興関係に寄与し

たい旨、承っております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） （3）に入ります。

太陽光発電は町にどのような利益をもたらすのか、ただいま町長から若干触れていただきました。私が考えるのには、先日配付されましたこの山佐の発電事業のパフレットによって、私の調査と合致した面がかなり多い結果となりました。そういう観点から、亘理町には私自身で今思ったことは、巨大な発電設備が亘理町に設置されたということには、亘理町のアナウンス効果があるものかというふうに思っております。

また、メンテナンスのための雇用なども考えられると。そして、将来電気の地産地消、亘理町でできた電気はその地域で使えるのではないかなというメリットも考えられておるんですが、その辺のことも踏まえて、もしお答えできる範囲でお答えいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町への太陽光発電事業による効果であります。被災地の土地の有効活用が図られるほか、財政面では被災した土地に係る維持管理経費軽減や税収増への効果が大きいと考えられ、そのほかにも一部ではありますが、災害時の安定した電力供給、地域防災力への貢献、防災意識の高揚、地域経済の活性化、環境・防災教育の普及等が期待されるところであります。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） それでは、第2番目の質問に入ります。

橋本堀添線道路事業についてでございます。

先般よりこの道路のかさ上げ工事には、11人の地主の方が反対されております。このことは私も承知しております。これらの地主の方の所有する面積は、一体何ヘクタールなのか示してほしいということと、またこの事業に賛同した方々も既に補償に応じてそれぞれの生活に励んでいるということも事実でございます。このような状態では、工事に及ぼす影響も考えられ、11人の地主さんにとっても亘理町にとっても、よい結果を及ぼさないということを考えてものでございますから、今回1、2の問題、すなわち事業計画の変更の可能性はあるのか、また工事完了年度はいつごろになるのかということをお尋ねしているわけでございます。よろしくお願ひい

たします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 橋本堀添線につきましては、有事の際の避難経路を分散し、円滑な避難誘導を図ることを目的とする避難道路の役割のほかに、多重防御施設として位置づけている路線であります。海岸堤防を一次防御とし、橋本堀添線をTP5メートルまでかさ上げし二次防御機能を持たせ、二線堤として整備するものであります。

当路線におきましては、平成24年度に測量調査及び設計の委託契約を行い、道路線形を決定し、ご協力いただく用地の調査を進め、昨年6月より用地買収の契約をいただき、12月定例会でも南側から1,640メートルの区間において工事請負契約の議決をいただき、現在は盛り土工事を急ピッチで進めているところであります。

また、本道路事業は、震災復興計画に基づき復興交付金事業として実施しており、今後は残りの2,510メートルの区間において、用地の協力をいただきながら事業の推進を図ってまいりますので、事業の計画変更は考えておりません。

2番についてもご質問があったので、そのまま続けます。

橋本堀添線はかさ上げ道路であることから、膨大な盛り土量が必要となり、他の避難道路と比較すると4～5倍の土砂を盛り土するため、工事期間はどうしても長くなります。また、盛り土材の運搬路沿線にお住まいの方々の生活環境や交通安全等に配慮し、計画的に土砂を運搬しなければならないことから、工事の完成目標は平成30年度と考えております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 11人の地主の方と今後とも理解を深める努力を、私は惜しんではないと考えております。

次に、最後の質問をいたします。鳥の海湾内のかさ上げ工事についてでございます。

鳥の海の湾内の護岸かさ上げ工事は、津波と高潮対策、これらの被害を最小にするためのものと考えております。この工事には、当然景観、周辺の環境変化にも多大なものをもたらすものと考えられます。また、この護岸工事には、町民の中からも建設工事の賛否の声が出るものと想定されるので、取り上げました。

いろいろな説明を伺いましたその結果、県と国の工事では3.6メートルのかさ上げ工事、さらに亘理町の町費（単費負担）でさらに1.4メートルのかさ上げを行い、

計5メートルのかさ上げ工事になるということでございました。町負担分の工事について、いろいろなご意見を各方面から伺った結果、ざっと見積もって45億円から50億円、工法によっては50億円を超えるのではないかというような意見も出されたので、今回この問題を取り上げたわけでございます。

それでは(1)に入らせていただきます。工事内容と工事費の概算額について伺います。

議長(安細隆之君) 町長。

町長(齋藤 貞君) (2)の資金計画まで関連がありますので、一括お答えさせていただきます。

鳥の海湾内のかさ上げ工事については、国において現在の防潮堤から約1.4メートルかさ上げとなる、TP3.6メートルの高さで復旧工事を行います。また、町の鳥の海湾防災緑地の工事内容としましては、9号排水路鷺穴樋門から鑑川樋門を經由して長瀬浜排水機場までの区間と、大畑浜排水機場東側から東新堀樋門までの区間に、現在の防潮堤と管理道路から内陸部にTP5メートルの盛り土でかさ上げを行う予定であります。この区間は、盛り土敷地で不足する部分を用地買収で対応したいと考えております。

一方、長瀬浜排水機場から大畑浜排水機場東側までの区間は、これから国でかさ上げを行う防潮堤に隣接する形で、TP5メートルの胸壁を設置する計画であります。

事業費につきましては、鷺穴樋門から長瀬浜排水機場までと、大畑浜排水機場東側から東新堀樋門までの盛り土区間で、宅地、農地、雑種地等、約12ヘクタールの用地買収費として約4億円、工事費等として約24億円、全体で約28億円であります。また、長瀬浜排水機場から大畑浜排水機場東側までの胸壁区間の事業費は、約14億円であります。

今後、事業実施に当たっては、詳細設計と事業の精査を行い、費用につきましても各種交付金・各種補助金の活用等について関係省庁と協議してまいります。

以上でございます。

議長(安細隆之君) 四宮規彦議員。

11番(四宮規彦君) この事業は大変な事業でございます。したがって、後世に十分評価される事業でなければならないと考えております。いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

11番（四宮規彦君） これで質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって、四宮規彦議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議 長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問をする前に、町長より発言の申し出がありますので、これを許可しております。町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど鞠子議員からの質問の中での仮設住宅の撤去の時期でございますけれども、国からの通達がありまして一応建てたときから5年経過ということで、館南住宅の場合だと28年の4月までということで、一番遅いのが中央工業団地なんですけれども、中央工業団地の3期の分につきましては28年7月7日まで、6月いっぱいと言ったほうがいいですね、ということで通達が来ています。訂正したいと思います。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、1項目め、東郷地区仮施設店舗、公共ゾーンの仮設店舗ですが、この件について。2項目めには、空き家対策について。3項目めには、各小学校の安全対策について、以上3項目質問させていただきます。

まず、1項目めの東郷地区仮施設店舗、要するに公共ゾーン仮設店舗でございますけれども、仮設店舗の貸与期限が本年3月末までの契約となっておりますけれども、いまだ引っ越し先が決まらず、3月末の引っ越しが非常に厳しいという方々がありますが、このような方々に対して本町ではどのように考えているのか、町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

公共ゾーン仮設店舗、いわゆるふるさと復興商店街ですが、当初は2年契約でその後1年延長して、議員が言われるように、ことし3月までの賃貸契約となっております。その中で、移転先が決まっているものの建築工事のおくれ等により、3月末までに仮設商店街を退去されることが困難な11店舗の事業主さんがいらっしゃることも承知しております。

しかしながら、年内中には再開できる方がほとんどでありますので、その方々と個別に話し合いを持ち、再開できる時期まで再延長の賃貸契約を行ってまいりたいと考えております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、11店舗まだ厳しいというお話でございましたけれども、そうすると、既にもう退去された方は何店舗で、現在3月末までに退去できる方というのは何店舗ぐらいあるのか、わかりましたらお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 数字的なことなので、担当課より答弁させます。

議 長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 現在、賃貸契約を解除して引っ越している方が3件でございます。今後の見通しですけれども、先ほど町長が答弁いたしました11店舗を除きまして、今年の3月に別のところで再開できるという方でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 3月末までに退去できる方ということで聞いたんですけれども。

議 長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 15店舗ほどになります。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今聞かしまして、11店舗がまだ決まらないと言っていたわけですがけれども、やはり理由を把握しているのか。そして、把握していればそのような方々に提案等しているのかどうか、伺います。

議 長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 先ほど申しましたように、町長が答弁したように、建築関係

のおくれ等ということでお伺いしております。そういった方々にうちのほうでも個別面談して、今後対応していきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） やはり建築関係ですか。建築関係だけということではよろしいんですか。そのほかにまだ何か理由もあるという方はいらっしゃらないんですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 建築関係が大部分でございますけれども、土地の購入とかも現在済ませているという方もおりますので、その方たちも年内中には、今年中には再開できるということで伺っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひ事情がやはりあるわけですから、なかなか引っ越すことが厳しいという方々がございます。そういうことを考えていただきたいと思います。

2 項目めに入ります。空き家対策について質問いたします。

私は一昨年3月、ある団地の方より空き家について、火事になったらこれは大変だと、火が隣に燃え移るんじゃないかという話をいただきまして、それで一昨年の3月に質問いたしました。そして今回は、やはりまた空き家がふえたという話を聞きまして、それでは今回も質問しなきゃいけないなと思ったんですね。その後、どのように町のほうでは動いているのかわかりませんが、この空き家について5点質問させていただきます。

まず、毎年空き家というのがふえて、全国の市町村は対応に困っているということがございます。昨年11月27日、空き家対策の推進に関する特別措置法が公布されました。今後、本町でも高齢化や人口減少を背景に、空き家の増加が見込まれると思われまます。

そこで1点目、本町の空き家等の現状について伺います。平成25年度の空き家等は何戸把握しておりますか。東日本大震災の被災家屋は除いていただいでですね。また、把握した中に、今回特措法でいう特定空き家等というのがございます。その特定空き家等は何戸あるのか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町の空き家数につきましては、震災に伴う個人住宅の修理が完了していない家屋も空き家として見受けられる状況から、空き家件数の調査はまだ行

っていないため、件数の把握はしておりません。なお、今後は災害公営住宅も完成し、被災住宅の修繕や建てかえなども落ち着くのではないかと考えられ、空き家対策特措法による空き家に関する国のガイドラインや、関係法令が整備されるものと思われるので、それらに即して空き家数の把握に努めてまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） もう国のほうでは特措法をつくっているわけです。ですから、これに沿って動かなければいけないのではないかと、私はこう思うわけです。一昨年場合は、調べてなかったのが平成19年の数字を言うということで、当時平成19年の数字を聞いたわけですがけれども、そのときは78軒ございました。しかし、荒浜地区とか、吉田東部地区、結構被災されておりますので、このところが減っているのかと。ところが、吉田西部地区とか互理地区は、これからどんどんふえていくのではないと思うわけです。そういうわけで、やはりしっかりこういうものは把握しなければいけないんじゃないかなと思います。

2点目に入ります。まずその前に、先ほど特定空き家と話しましたがけれども、これは特定空き家等の対策としては、倒壊の危険があるなど所有者に撤去、修繕などを指導、助言し、従わなければ勧告、それから命令ができるということになりました。ですから、町長の命令に違反した所有者、この方に対して50万円以下の過料に処すると、このようになっておりました。そして、この特定空き家の立入調査を拒んだり、忌避したり、要するに嫌がって避けたりした方に対しては、20万円以下の過料に処すと、このようになっておりました。

従わないときは、あるいは所有者の居場所がわからないというときは、行政代執行で撤去もできると、このようになっておりました。やはり今回の特措法は、これによって本当に町長の権限というのは強くなったのかなと、私は思います。今、空き家に対して調べていなかったということでございましたけれども、今回の特措法、11条載っておりますけれども、市町村は空き家等に関するデータベースの整理その他空き家等に関する正確な情報を把握するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする、このようにあります。現在、空き家に関してデータベース化整備されていないということになるかと思っておりますけれども、やはりここはデータベース化する必要があるのではないと思うわけでありまして。

そこで2点目に入りまして、昨年11月この特措法が成立したわけでありませうけれども、成立する以前、そして本町は空き家についてどのような対策を講じていたのか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 空き家対策特別措置法成立以前の本町における対応については、空き家となっている建物の場合、住民からの通報を受け、現地を確認し、問題があると判断された場合は、所有者に対して注意喚起と適正管理の要請をしているものがございます。

また、空き家の敷地内での立木や雑草の繁茂については、住民からの通報を受け現地を確認した上で、互理町みんなできれいなまちにする条例に基づき、所有者に対して適正管理の指導を行っているところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今回の答弁は、一昨年も同じような答弁かなと私は思って聞いておりました。やはり今までは国で示す法律、それから基本指針、こういったものがございませうでしたけれども、本町独自の条例もなかったわけです。今回、国交省、総務省、この両省は対策を総合的に進めるために、基本指針を公表したわけでありませうけれども、特に市町村の役割も明確にもう示されております。それに沿って空き家に対して本町でも今後どんどん進むのではないかなと、このように思うわけでありませう。

3点目に入ります。空き家を取り壊さない理由の一つとして、更地にした場合、固定資産税の増額が上げられると。空き家対策の観点から、どのように対応を考えるか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 土地に対する固定資産税につきましては、住宅用家屋の敷地に住宅用地特例が適用されることになっておりますが、店舗、倉庫等の敷地にはこの特例は適用されませう。なお、これまで家屋が建っていれば、住宅用地特例が適用されておりましたが、平成27年度地方税改正において、空き家等対策特措法に基づく必要な措置の勧告対象となった特定空き家にかかわる土地につきましては、住宅用地特例の対象から除外する措置が講じられる予定ですので、今後については特定空き家については課税対象となります。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 空き家店舗に関しては、何もやっていないということで今受けとめたんですけれども、一昨年空き家店舗には改修費を80万円を上限として、そして借り上げ賃貸料月5万円の年間60万円、これを空き家店舗の措置ということで実施しているということを私聞いたんですけれども、今はどのようになっておられるのですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 事業につきましては、商工観光課長のほうから答えさせます。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 議員おっしゃられる金額で、現在も実施しております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今全国で、やはりいろいろなことをやっておりました。調べてみましたら、山梨市のほうでは空き家の有効活用を通して地域の活性化を図ることを目的として、空き家バンク制度を立ち上げているというところもございました。それから、2月19日付の河北新報にも載っておりましたけれども、岩手県では空き家活用ヘリノベーションを導入した支援事業を始めると、このようにもありました。本町でもリノとかリフォーム、そういったことに対しての支援事業を起こすとか、やはり何らかのアクションを起こしたほうがいいのかと、私はこう思うわけでありまます。

また、国交省と厚労省の両省で、空き家をサービスつき高齢者向け住宅に改修して、有効活用するという施策を強化すると、そういうニュースもございました。やはり本町でもそういったところを考えてやっていったらいいのかと、私はこのように思います。それで特定空き家等、これに対しては今度は今回の法律では、固定資産税の減免措置を停止すると。要するに更地にしたのと同じだということになると思います。これは2016年1月1日から実施するというのを聞いております。要するに危険な空き家に指定されれば、優遇対象から外れるということかなと思うわけでありまます。

この空き家対策等の基本指針が公表されたわけでありまますけれども、この件について町民の方々にやはり本町としても周知すべきではないかと思いまますけれども、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 周知につきましては、いろいろと工夫しながら周知していきたいと、このように思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、特定空き家に対しても固定資産税減免措置というのは、本当に政府を批判してはいけないんでしょうけれども、これはやはり当時の政府が、昭和43年ですか、住宅が不足していたということでどんどん家を建てさせたんですね。ところが、今はどんどん高齢化し、また人が少なくなっているということで、この税制が現在の空き家の撤去を阻んでいるのではないかと、このようにも言われておりました。

4点目に入ります。特措法の第6条には、空き家等対策計画というところがございます。そこでは基本指針に即して、空き家等に関する対策についての計画を定めることができる、このようにあります。また、第7条には協議会というところがありますが、この中では空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる、このように載っておりますが、本町の進捗状況を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 空き家対策特措法に基づき市町村が定める空き家等対策計画及びその作成に係る協議会については、まず国が基本指針を定め、その基本方針に即して市町村が空き家等に関する対策について定めるものとなります。さらに、この計画の作成や実施に関する協議を行うため、市町村が協議会を組織することができることはご質問のとおりでございます。

市町村が空き家等対策計画を定める前提として、国が基本指針を定めることが空き家対策特措法で規定されておりますが、現在はこの法律が施行されてから間もないため、基本指針については先月26日に示されたばかりです。よって、本町における空き家対策計画並びに協議会については、現在進捗はございません。

今後はこの基本方針のほか、施行令、施行規則等の関係法令が随時整備されることと思われますので、それらの施行に即して法令等に基づき、町としての対応を検討することになると考えております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 特措法の附則の中に、施行期日というのがございます。そこではこの法律は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると、このようにあります。ただし、立入調査というところもございませぬ。ここの第2項から第5項までと、特定空き家に対する措置というところもございませぬ。それから、過料、こういうところもございませぬ。その規定ではここのところは公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行すると、このようにあります。ですから、スケジュールをやはり早くつくって、そして成立したのが昨年11月27日です。ですから、本町でもやはり本腰を入れて取り組まなければいけないのかなと思ったわけでございます。

5点目に入ります。私は一昨年3月に一般質問で、空き家対策について条例制定の提案をいたしました。今回、再度質問させていただきます。

今回、空き家対策推進特別措置法の施行によって、制定は進むと思いますけれども、この条例の制定について今回は特措法が施行されたわけですから、本町でも原案を作成し、議会に提案されてはいかがかでしょうか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 空き家対策としての計画策定、立入調査、また所有者等への対応として指導、勧告、命令、行政代執行までの一連の措置について、市町村が行える旨、空き家対策特措法に定められており、法に基づいた対応が可能であることから、町がそのことに係る条例を制定する必要はないと思います。

なお、この法律の執行に際して、法令等に定めのない事項については、必要があれば法令等を補完する形での施行規則等を別途検討したいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 条例は施行する必要はないと言いましたけれども、もう今どんどん聞きますと、条例をつくっているというお話を聞いています。そして、今回特措法ができたわけですが、スケジュールでは6カ月施行というのがございまして5月26日が最終となっているわけです。スケジュールではこうなっていますが、今本町ではやはりおこなっている。私もあるところに直接電話して聞きましたら、すぐやれとか、そういうことではないんですということ、ただしやはりこれはやらなければいけないということなんです、ということをおっしゃいました。

ですから、やはり条例もつくっていったほうが私はよろしいのではないかと思う

わけであります。やはり空き家をそのままの状態にするということは、近隣住民の生活環境の悪化が懸念されるわけであります。そして、老朽化による倒壊、犯罪の誘発、火災、その空き家が火事になり延焼したらやはり大変なわけですね。ですから、特に特定空き家等、そういった危険性をはらんでいるわけでありますから、よくこここのところを考えていただければと思うわけであります。2月13、14日でしたか、石巻市で空き家の火事が相次ぎました。犯人は捕まりましたけれども、やはり何をされるかわからないわけです。私もあるところに行ってみましたら、今もうガラス窓が割れていました。ああいうところはどうなるのかなと思っております。

そういうところがありますので、ぜひこの特措法に基づいて空き家対策計画を作成する、そして条例を制定して、安全な亘理町にするということで、ぜひ考えていただきたいと、このように思います。

3項目めに入ります。今回は不審者や暴漢から児童のとうとい命を守るために、学校の安全対策について3点質問させていただきます。

まず1点目、小学校に突如不審者や暴漢が侵入してきた、そういうとき児童を守る学校の安全対策はどのような対策を講じているのか、伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 学校関係ですので、教育長のほうから答弁いたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

平成14年6月8日、今から13年前でございすけれども、大阪教育大学附属池田小学校に賊が押し入った児童殺傷事件、まだまだ記憶にあるわけでございますが、この事件で児童の8名が死亡して、児童13名と教師2名が重軽傷を負うという大惨事が起きたわけでございます。

これを契機に、学校の敷地や校舎内に侵入した不審者にどう対処するかという問題提起がなされたわけでございます。文部科学省は平成14年12月に、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルを作成し、さらに平成19年1月に改定された学校の危機管理マニュアル「子供を犯罪から守るために」を作成し、全国の教育委員会、そして学校に周知したわけでございます。

それを踏まえて、本町の小中学校におきましては、教職員が有事に備え、共通理解のもと対応できるように、校舎の構造、あるいは校庭、学校の敷地に応じた学校

独自の危機管理マニュアルを定めております。それで各小学校におきましては、不審者が侵入したことを想定しながら、マニュアルに沿った対応と教職員だけが知り得る暗号ですね、例えばある学校ではこういう暗号を設定しております。「亙理先生、亙理先生、お客様がお見えです。職員室にすぐおいでください」、こういうのがあれば、もう当然不審者だというのが全職員わかっております。ある学校においては、とにかく大声で「不審者だ」と叫ぶことなどを取り決めている学校もございます。また、日ごろから不審者の侵入防止を行うことが大変重要なことと考えておりますので、情報の収集、特に登下校時における緊急事態発生時の対応に備えるため、警察を初め地域の方々とのコミュニケーションを常にとりながら、情報の共有を図ることが何より大切ではないかというふうに考えております。

現在、子ども110番の家が町内で103カ所ございます。それから、子ども見守り隊員の方、現在307名ご協力をしていただいております。こういうふうに多くの町民の方が学校や地域に対してご協力をいただいておりますので、さらに連携を密にしながら、不審者や暴漢から子供たちの安全を考えていきたいというふうに思っております。

なお、子ども見守り隊の方の研修会を年1回、警察の方においでいただいて講習会なんかも開いております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 暴漢というのは、特にやはり弱い子供を狙ってくるわけですから、対策は常日ごろとっておきませんと、いつどのような事態が発生するかわからないわけでありまして。そのときに先生方は児童をどのように安全に守るか、先生方もみずからどのように守るか、こういうことが大事ではないかと思っております。高学年になれば、ある程度逃げろと言えば逃げられると思うんです。思い切り走って逃げていくと思うんですけれども、やはり低学年、特に1、2年生という本当に小さい児童は、逃げるといってもやはり遅い。どっちに逃げたらいいだろう、そういうこともあるかと。しかも怖いとなると、児童というのはしゃがみ込むときがあるんですね。そういうこともありますので、そういう児童はそれが精いっぱいなのかなと思うわけでありまして。

児童と先生方の安全確保と、関係機関への連絡を最優先に、しっかりと対策をと

っていただきたいと、このように思うわけであります。

2点目に入ります。昨年12月、群馬県高崎市常盤町というところでありますけれども、中央小学校に刃物を持った男が侵入したわけです。このとき教職員6人がさすまたを使って押さえたと、そして、駆けつけた警察官が逮捕したというニュースがございましたけれども、本町でも各小学校、さすまたは設置しておりますけれども、この各小学校のさすまたの設置状況、また設置場所について伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 暴漢等が侵入した際、大きな道具になるのがさすまたでございますけれども、さすまたの設置状況でございますけれども、町内6校の小学校、亙理小学校が8本準備しております。職員室前廊下と教室に合計8本備えております。荒浜小学校は2本、これは職員室に整備しております。吉田小学校が9本、職員室、保健室、教室に備えております。長瀬小学校は2本、職員室前に整備しておりますし、逢隈小学校は2本、校長室に置いております。高屋小学校は4本備えておりまして、廊下に設置しているという状況でございます。

ちなみに中学校には、各校2本ずつ職員室等に設置しているという状況でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 私もこのさすまたって一番最初見たときは、数年前ある学校で見ましたけれども、なぜさすまたがあるんだろうと本当にびっくりしたわけですね。今教育長から言われましたように、2001年池田小学校の事件があったそれ以降、設置したということでございますけれども、今回私も今教育長が話されたとおり、各小学校を訪問しました。設置状況を確認してきました。今回は本当にお忙しい中、会議中だという先生もおりましてし、そういった中でご協力いただきました校長先生、そして教頭先生、そして各先生方に、そしてまた今回群馬県でこういう事件が起きましたので、群馬県高崎市の常盤町の中央小学校の吉川英男校長先生という方、電話に出ていただいたわけですが、こういった方が忙しい中協力してくれたということに対しまして、この場をおかりしまして心より御礼申し上げる次第でございます。本当に忙しい中、ありがとうございました。

防犯のためのさすまた、本当にこれを設置しなければいけないというのは非常に

悲しいことだなど思うわけですがけれども、やはり児童は伸び伸びと遊んで勉学に励み、そしてすくすく育つと、これが一番だろうと思えますけれども、やはり時代なんでしょうね。こういう状況になっております。

一つだけ確認しますけれども、先ほど教育長からお聞きしました。2本とか9本という学校がありましたけれども、これは2本で果たして取り押さえられるかどうかということなんですね。この本数の違いは何なのか、伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 2本あれば、大体不審者あるいは暴漢というのは、学校に侵入する際は大体1人でございます。2人ということはまずないんですね。1人で学校に押し入ってきますので、最低2本あれば前後から挟み打ちするということで、最低2本は必要だということです。ただ、必要に応じて学校長の判断によりまして、本数が若干違ってはいるわけですがけれども、私も現場にいたとき、さすまたを使いました。使うまではいかなかったんですがけれども、後ろで待機したという経験がございますけれども、そのときも2本を準備して、そのときは酔っぱらいの方が学校に押し寄せたということなんですがけれども、子供たちの命を守るためにさすまたを早速職員に指示しまして用意したということで、最低2本あれば十分だと私は認識しておりますけれども、学校長の判断によって防犯する上でもっと本数が欲しいとなれば、学校裁量でふえるというふうに私は認識しております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 先ほど話しました中央小学校の件につきまして、ここでは1階にさすまた4本、2階、3階に各1本ずつ、そして体育館に1本の合計7本設置していると。そして、このとき暴漢があらわれた日に、教職員が6人で押さえたわけですがけれども、このさすまた6人で押さえても、もうすごいんだそうです。暴れて、力がもうすごいということを言うておりました。何とか6人で押さえて、そこに警察が来て逮捕したということだったので、安心したということをおっしゃったけれども、やはり果たして2本で本当に守れるかなと。

ある先生は椅子を持って向かっていくということを言っていましたけれども、椅子では短いんですね。相手のナイフがどのぐらいの凶器なのかわからないわけですね。そういったもので出されたら突き刺さりますから、かえって椅子は、投げるか

何かだったらいいんですけれども、そういう椅子で向かっていくというのはちょっと厳しいのかなと、私はそう思うわけです。やはり1人や2人で立ち向かうというよりも、素早く5人、6人で集まって、身動きがとれないようにする。そして、その間に警察が来るということで、この中央小学校のときは電話して警察も数分で来たそうです。校長先生も言っていましたけれども、いやびっくりしましたと、もう電話したらすぐ来たような感じだったと。距離にもよるんでしょうけれども、警察はプロですから、そういったことに対してすぐ出動する準備はできていますから、そういった形で数分で来たと言っておりました。

ぜひやはりさすまたの設置本数、設置場所、あるところでは校長室に2本ありましたけれども、校長室に2本あっても、そこの校長室に暴漢が入ったらどうするのかなと、私それも思ったわけでありましてけれども、やはりそういった設置場所も考えたほうがいいのかなと思うわけでありまして。

3点目に入ります。各小学校の児童や先生に対し、不審者や暴漢の侵入に対しての訓練はされておりますか、伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 最初のご質問のときも触れましたけれども、各小学校ではマニュアルに沿って対応するために、最低年1回、警察のご指導を仰ぎながら訓練を実施しております。その訓練のときは、当然さすまたを使って訓練を行っているわけでございます。

児童に対しては、学校内外を問わず防犯意識を強く持つように、不審者等に対する標語と言ったらいいか、合い言葉と言ったらいいか、「いかのおすし」という言葉を教えております。「いかのおすし」です。これは全国的に今使われているわけですが、しかし、「いか」は不審者のほうに行かないよと。「の」は不審者の車に乗らない。「お」は大きな声で叫ぶ。「す」はすぐ逃げる。「し」は知らせるという意味です。この合い言葉をどの学校も防犯訓練のときは必ず指導しております。

また、不審者対策あるいは暴漢対策ということで、各小学校では子供たちは防犯ブザーを持っております。常時携帯、そして定期的に点検をするように、各学校のほうにお願いして、暴漢から子供の命を守るということで、今後も万全を期していきたいと思っております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 訓練は非常に大事だと思います。今回、中央小学校で、今亘理でも年1回警察と一緒に合同訓練しているというお話でございましたけれども、この中央小学校もやはり3回実施していると。3回というのは、火災訓練、対地震、それから暴漢対策と、この3回のうちの暴漢対策を警察を呼んで一緒に訓練していますということでありました。

それで、今回訓練をしていたら、それがまさか本当にまさかと言っていましたね。まさか実際にこのようになるとは思わなかったと。しかし、これは訓練していたため、児童も先生もけがなく暴漢を警察が逮捕できたと、校長先生は言うておりましたけれども、今回感じたことは訓練の重要性を感じたと言っていました。

それから、訓練では、先ほど教育長が言うておりました学校に不審者が来た場合、「お客様です」とか、そういったことを言うているところがあると言っていました。ここの中央小学校もやはり「お客様です」と言うんだそうですね。要するに児童に対して動揺を与えない。先ほど「不審者だ」と大きな声で言ったら、やはり児童はある程度動揺するんじゃないかなと思うんですね。ですから、「お客様です」と。危険な物を持っていけば、「お土産を持ってきました」ということを言うんだそうですね。それで当時、すぐ警察に電話して、すぐ放送で「お客様です。お土産を持ってきました」ということで、全員避難できたと。それで私は思うんですけども、本当に訓練は大事だなと思ったわけでありました。

このさすまたというのは、先生方が暴漢を逮捕するためのものではないんだそうですね。要するに、いかに児童や先生方に暴漢を近づけさせないか。そして、警察が来るまでに児童を安全な場所に避難させると。そして、先生もみずから身の安全を守りながら、持ちこたえると。こういうための安全対策だと、このように言うておりました。

先生方も大変だと思います。学校では残業して、仕事が終わらなければ家に持ち帰って仕事をしているということも聞きます。中には、子供たちが提出したのを次の日の朝まで寝ないで見ていると、そういうことも聞きました。本当に先生も大変でしょうけれども、この警察との合同訓練、やはりこれは非常に大事だと思いますので、何といたってもこれはみずからを守る大事な訓練であります。そして、児童を守っていただく。このように思うわけでありました。

ことわざに「備えあれば憂いなし」とございます。以上で質問を終わります。

先ほど「とうごう」と言いましたけれども、「ひがしごう」に訂正させていただきます。仮設店舗ですね。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時45分 休憩

午後0時54分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。私は2点について質問いたします。

第1点目、地方創生の取り組みについてであります。

我が国は、2008年から人口減少時代に突入しております。人口の急速な落ち込みは、経済の停滞や生活水準の低下を招きます。都市圏への人口流出が続く地方には、既に深刻な問題があらわれている地域もあります。人口減少に歯どめをかけるためには長い期間を要しますが、早く手を打つほど効果は高まります。

そこで政府は、昨年12月27日、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、及びこれを実現するための今後5カ年の目標や施策や基本的な方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略がまとめられ、閣議決定いたしました。

今後、本町は国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえ、15年度中に地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定をしていくこととなりますが、そこで3点についてお伺いいたします。

1番目、国が示した長期ビジョンと総合戦略について、町長のご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 国の総合戦略では、長期ビジョンを実現するため、地方における安定した雇用を創出することや、地方への新しい人の流れをつくること、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえること、時代に合った地域をつくるための各種

施策や数値目標を設定し、平成27年度（2015年度）から平成32年度（2019年度）までの5カ年の計画が策定されております。

本町でも、少子高齢化に伴う人口減少は避けられない状況であると考えており、持続可能なまちづくりや行政サービスを行うため、人口動向を把握し、将来人口の見通し等により、目指すべき将来の方向を国の計画を踏まえ、今後策定される宮城県の計画と連携しながら、平成27年度中の人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を目指すものであります。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 地方創生の10条に努力義務ということがうたわれておりますが、本町は策定していくということに、今町長のご答弁でそういうふうにするということだと思います。そこで質問に入りますけれども、早速26年度の補正予算の中で緊急的取り組みとして、地域住民生活緊急支援のための交付金が成立いたしました。これは、地方の積極的な取り組みを支援する自由度の高い交付金を26年度補正予算で先行的に創設、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定、実施には手厚く支援をするという、そういう予算であります。

本町では、この地域住民生活緊急支援のための交付金を活用して、早速先日の全員協議会で企画財政課の課長からお話いただきましたけれども、地域の商店街を活性化するために、プレミアム商品券を発行するという話をお聞きしましたが、このことについて具体的にお示しいただきたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 具体的に現在検討中でありますので、企画財政課長のほうより答弁させます。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今説明ありました地域消費喚起、生活支援型ということで、プレミアム付商品券でございます。これにつきましては、商工会等によりましてプレミアム付商品券を発行するものでありまして、今現在の計画段階でございますが、まず割り増しにつきましては30%、いわゆる3割増しの商品券でございます。具体的には500円券の26枚つづりで、町内の事業の参加店舗で使用可能となる商品券を発行する予定でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） このプレミアム商品券は、平成21年に本町でも発行しております。

そのとき商工会が発売したものですけれども、悠里館に設けられた特設の販売所では、販売開始時刻の1時間ほど前から列ができて、町民の皆さんに大変喜ばれたというようなことが載っておりました。このときは2割増しの商品券でございました。今回このプレミアム商品券は、そのプレミアム分が新たな消費の呼び水となり、助成額を上回る経済効果が期待できると言われております。それで今、商工会といろいろお話をしているということですが、商工会で多分この事業費としては3,860万円ということですので、1万円の商品券で大体1万枚発行できるのかなと思います。前は1,000セットということでしたが、今回は1万セットということですが、そのときは商工会の75店舗ぐらいの事業所の参加だったように、先日商工会に行って聞いてまいりました。

そのプレミアム商品券を町民の方によく活用していただいて、地域の商店街が活性化できるような方策を今商工会と検討しているということですが、これはいつまでに発売をする予定で、全体的な構想はいつでき上がるのか、その点についてご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） このプレミアム付商品券につきましては、今回の3月の定例会の追加議案ということで、補正予算で上程させていただく予定でございまして。それで27年度に予算を繰り越す形で27年、ですから4月早々には印刷等も含めて発行できる準備に取りかかりたいということで、基本的にこの商品券については従来のさざんか商品券とは別に新しく商品券を発行するもので、国からの交付金の内容については、今申し上げました割増し分、それから印刷代、手数料等含めての金額でございまして、これらを活用して早々には印刷発行して、基本的にはその年度内、ですから1年間有効の形の商品券ということで考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、いろいろなところで、仙台市でも商品券を発行すると。あと栗原市のほうでも2割増しのというふうに新聞記事には載っておりましたが、この3割増しというふうに決めたのは、どういうことで3割増しを決定したのでし

ようか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、近隣市町村、岩沼、名取、山元町、それから亘理名取広域行政協議会とありますけれども、その中で情報交換会ということでいろいろお聞きしますと、ほとんどの町村が3割増しというような内容で決めておられますので、亘理町につきましても同様の割り増し率でございます。

全国的に見ましても、ほぼ大体3割が多いというような状況になっているようでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先ほど21年度に発行したプレミアム商品券とは違い、さざんか商品券ではなく町内の商店街でというお話をいただきましたけれども、町内には大型店舗、あと小規模のお店といろいろありますけれども、やはり大型店舗に集中するのではないかという懸念を持っている市町村がありまして、そういう部分で商品券の枠を決めているという市町村がありますので、例えば1万3,000円だったら8,000円は地元の商店で、あとの5,000円は大型店舗で活用できるとか、何かそういう町の商工会の方の活性化につながるような策を考えたらいいのかなという点と。それから多子家庭、18歳以下の子供さん3人お持ちの家庭に対して、もうちょっと割り増しをしたプレミアム商品券というか、1万円のをちょっと安く9,000円で多子家庭の方には対応するというような、そういう多子家庭の生活支援のためのプレミアム商品券という、そういうこともやっているところもあります。

ぜひ今せつかく26年度の補正予算で地域の活性化のための補正予算がつかしましたので、町独自のものを、地方創生は町の知恵比へのこれからの政策だと思っておりますので、ほかの町とは違った町の子育て支援のためのとか、地域の商店街の活性化のためにという、そういう部分もしっかり盛り込んだプレミアム商品券を発行していただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これにつきましては、国のほうでいわゆる地方経済の活性化の推進ということで提唱されている事業でございますので、亘理町につきましても町民の方々が町内で消費できる、いわゆる町内完結型のプレミアム付商品券という

ことで、今現在、先ほども申しましたように亙理山元商工会さんと調整しておりますので、今後地元の方が使えるような商品券ということで、今後また協議して詰めて発行したいと思います。

以上です。（「多子家庭の部分は」の声あり）

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 商品券につきまして、多分恐らくなんですけれども、1人何冊までということで多分限定となりますので、今言った多子家庭分についてはまたちょっと別な施策になろうと思います。これはあくまでも一般町民の方向けということですので、多子家庭については先ほどご質問のあった地方版総合戦略で亙理町でも今後計画していきますけれども、28年度以降の事業メニューの中でそういったものも踏まえて、もろもろ検討していきたいということで考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 亙理山元商工会に加入していらっしゃる会員さんは900人弱という話を伺ってきました。ぜひ亙理は多分それ半分以上だと思いますけれども、商店を経営していらっしゃる方の活性化につながるように、お願いしたいと思います。

それでは（2）に入ります。亙理町の人口ビジョンと地方版総合戦略を策定していくための専門部会の設置についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成26年度の国の補正予算において地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設され、地方創生を先行して取り組む事業に対して国から支援が行われますが、地方創生の取り組むべき課題については全庁的に及ぶものであることから、横断的に協議できる既存組織の企画調整会議等を活用し、調査や検討をしておりますので、これが専門部会の位置づけに当たると考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今の町長のお話ですと、今現在ある企画調整会議の中で策定をしていくという話をいただきましたけれども、15年度中に独自の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略を作成することは、本当に簡単なことではないと思います。耳なれない地方版総合戦略をどうつくればいいのか、本当にわかりづらいですし、どれだけ実効力のある政策を打ち出せるかも見通しが難しいように思われます。

国は人口5万人以下の自治体を支援するために、職員や専門家の派遣制度を準備しております。人口5万人以下の1,180自治体のうち、これまで応募したのは144自治体なんだそうです。本町では専門家の派遣制度について、どのように考えていらっしゃるでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、議員ご案内のように、第5次総合発展計画の策定中でございます。この総合発展計画との整合性というのは当然必要になってきますし、このメンバーというのは有識者も当然入っていますし、町内の各代表者あるいは町民の代表者の方々が入っています。したがって、この第5次総合発展計画の整合の中で当然進めていくということです。

それから、専門家ということですが、幸いに互理町の場合は有識者の方々が結構いらっしゃいます。随時その方々のご意見も取り入れて進めていきたいと、このように思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 2015年度の予算では、地方創生の事業費として1兆円、歳出の枠が計上されておりました。本町が今後対策をしっかりと総合戦略を立てていけるかどうか、これは本当に大きくこれからの交付金の配分にかかわってくる、影響すると私は考えます。ですので、有識者の方のご意見はもちろん絶対に必要だとは思いますが、外から見たそういう考え方というか、やはりそれもこれから大事にしていかなければならないのかなと思います。もちろん中であれば町のことは何でもわかりますけれども、やはり外から見たそういう方の、また都会から見た互理の見方とか、いろいろな方向から互理町のことについて戦略を立てていくということが、これから総合戦略の中には必要なのかなと私は考えますが、この点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたとおり、総合発展計画の座長さんはこれは外の方でございます。それと先ほど申し上げましたように、庁舎内だけでなく、いわゆる町民各層からの代表の方々でございます。それとこれからこの計画を進めるに当たっては、今までもいろいろと支援いただいている有識者の方々、町外の有識者の方々が結構いらっしゃいますから、随時この方々のご意見も取り入れながら

進めてまいります。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 国では、2060年に総人口1億人程度を確保したいということを目指しております。私はこれからP D C Aというんですか、政策を立案して、そして政策を実行して、そして政策効果を検証、そして政策の見直しをしていく上で、若い方の声をやはりきちんと反映していかなければならないのかなと考えております。

第5次総合発展計画の審議会、この間、傍聴をさせていただきました。その中は、本当に一生懸命町のことを考えて、いろいろな皆さんからのご意見が出ておりましたけれども、若い方たちのご意見はこれからのまちづくりに、5年という計画ですけれども、亘理町のこれからの部分で若い方、庁舎内の若手の方たちに入ってもらおうとか、女性の方に入ってもらおうとかしながら、策定をしていくということが大事なことだと思いますけれども、本町の庁舎の中の若手の職員を活用するという考えはございませんでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、この計画を進めていくには多面的なというか、多様な価値観が必要になってこようかと思えますから、そういう面で若手の活用というのは十分に活用してまいりたいと、そのように思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） この専門部会というのは、もう企画調整会議という中で体制づくりはできているのでしょうか。ちょっとそこの部分、ご答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

組織は余り多くつくったからといっていいものではないので、やはり特化していくべきだと思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） そうすると、本部長が町長でというような、いつもの体制になるのだと思うんですけれども、ぜひ若手の職員、それから女性、人口減少の部分で若手の方たちのご意見を聞くというのは、物すごくこれから大事なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは（３）に入ります。地方版総合戦略の策定の方向性について、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 地方版総合戦略策定の方向性につきましては、まずは本町における人口の現状を十分に分析し、そこで見えてくる人口動態の課題を整理しながら、将来人口の展望を見きわめることが重要であると思われまます。その上で、国の基本目標等を勘案し、仕事づくりや人の流れ、結婚、出産、子育てやまちづくりに係る各分野を広くカバーし、地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策を幅広く総合戦略に盛り込んでいきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この基本目標と基本的方向なんですけれども、まず地方における安定した雇用を創出することだと思います。あともう一つが、地方への新しい人の流れをつくる。そして、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。そして、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と連携するということだと思います。

それで、第1点目の仕事を創出するということなんですけれども、大都市から地方への人の流れをつくり出すという上で、欠かせないのが雇用の場であります。地元の農水産物を生かした地域ブランドの開発などにより、働く場をふやす取り組みが鍵を握ると言われております。

政府は地域経済の活性化に向け、市町村による特産品の開発やブランド化を後押しするとしております。市町村が売り込みたい農林水産物などを指定するふるさと名物応援宣言を行い、企業と共同で商品開発や販売拡大に力を入れる場合、優先的に補助するとしております。応援宣言は任意でございますが、2015年から5カ年間で1,741市町村のうち1,000市町村が宣言することを目標にしていると、政府は言っております。本町ではこのブランド品の開発とかは、どのように考えていますでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ブランド開発につきましては、既に例えばイチゴの場合ですと、もう全国的な面でブランド化しています。それから、水産面では、運営委員長にこの間お会いしましたら、ぜひ買参人をふやしていきたいと。その買参人もいわゆるこ

の地場で販売というよりも、ネットを使った販売、そういった方々の買い手をふやして、水産物の展開をしていきたいと。これについては荒浜産だけじゃなくて、県内各地の魚介類も取り寄せてやりたいと、そんな構想も持っているようでございます。そういう面で、農産物に対するブランド化は極めて有効であると思っております。

それと、今回アイリスオーヤマさんが出した精米工場でございますけれども、米については、残念ながら亘理産の米は現在精米されておられませんですけども、いずれにしても亘理産ということで、非常に今後ますますそういう面での力を発揮してくるのかなというふうに考えております。したがって、1次産業である農産物につきましても、米を除きまして現在ブランド化は十分進行しているかなというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今のお話はよくわかりますけれども、さらにブランド化を進めていく、そしてまた特産品を見つけていくとか、そういう戦略がこれからの仕事づくり、人が亘理に来てくださる、仕事がなければ来られませんので、そういうことにつながるような取り組みが必要だということですけども、そういう部分で力を入れていくとか、ブランド化をさらに進めていくという町長のお考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ブランド化ということは、結局人の流入を図っていくということですね。そういう点からしますと、現在工業団地がありまして、そこに企業誘致等もありますけれども、亘理町だけの雇用じゃなくて、当然議員ご案内のように、我々の町というのは仙台都市圏にあるわけで、相当数の町民の方が現在も仙台に行っています。したがって、亘理町がいかに仙台との利便性を図っていくかというのは非常に重要なことになってくると思います。このことによって、亘理町には事業所がなくても、他市町村、いわゆる仙台市やその近辺に十分通えるという提示をするというふうな方向になるかと思っております。

そういう点で、単に起業あるいはブランド化するだけでなく、人口の定住促進が、その策が非常に効果的かなというふうに判断しております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私は亶理町には本当にいっぱいブランド化したいものがあるような気がします。イチゴだけでなく、春菊を使ったものとか、リンゴを使ったものとか、何かもうちょっと外部の方からいろいろなものを使って生産をするような、そういうことを見ていただければいいのかなと思います。私はイチゴは食べるものだと思っておりました。ところが、イチゴは化粧品にもなりますし、何かやはりそういう発想がこれから必要なのかなとすごく思います。食べるだけでなく、女性の洗顔石けんになったり、これからまた違う何かが出てくるかもしれませんけれども、そういう魅力がまだまだ眠っているような気がしますので、どうぞ町長をトップに町のそういう、今までのものの見方でなく、全てがブランド化をしたいという思いがこれから必要なのかなと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これは私の持論でございますけれども、よく言われる6次産業化でございますけれども、これは1次産業からの発想ということになりますけれども、逆に現在は6次産業の方々が6次産業化と。いわゆる生産もする、製造もする、それから商品化していくということで、流通もやっていくということで、むしろ6次産業の方々が6次産業化に熱心だというふうに、私はそう思っております。

したがいまして、今議員おっしゃるとおり、つくっている方々の発想のみならず、末端で販売している方々の発想を亶理に取り入れていきたい。これは同感でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 地方における安定した雇用を創出するとして、国は若者雇用創出数2020年までの5カ年で、地方に30万人分の若者向け雇用を創出するとしております。農林水産業の成長産業化、6次産業、市場10兆円として就業者5万人創出を打ち出しております。本町は今、町長も言われましたように、イチゴ、それからリンゴ、春菊、あと海に行けばお魚、いっぱいあります。そして、イチゴファームなどを活用して、そこですぐに農業はできませんので、すぐにイチゴはつくれませんので、ファームを活用して施設園芸の学校みたいなことをやって、そして東京から農業に魅力を感じている若者を呼び起こすこともできるのかなと思っておりますけれども、やはりこの雇用を創出するためには、ここら辺をうまく町のいいところとマッチン

グをしていくということが、都会から人を呼び戻すというんですか、そういう視点になるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。亶理町、今回の震災を経験しましていい方向に、特に今おっしゃった基幹産業である農業、漁業につきましてはいい方向に向かっております。

例えば、農業の場合ですと、先ほど鞠子議員からご質問のありましたイチゴ栽培でございますけれども、全く震災前と違った技術でもって栽培しているわけでございます。実は年間約100ヘクタールぐらいのいちご団地が日本から消えているというのは、今年の農協の反省会で、私初めて耳にしました。これはどういうことかといいますと、土耕栽培というのはやはり年齢が来ますと肉体的にきつくなってきますから、どうしても離農せざるを得ない。今回取り入れた高設栽培につきましては、70代であっても健康であれば十分作業に従事できるということで、非常に就業の年齢が伸びましたし、それから土耕栽培であれば反当たり約300坪、3.5トンが、6トンを目指にできるということです。いわゆる生産性が非常に上がるということです。これは理論的にそうになっていますし、実際昨年6トンぐらいを達成した方もいらっしゃいます。

ということは、規模拡大が可能だということでございます。したがって、これからやはりイチゴ栽培にしても、先ほど鞠子議員からもいろいろご指摘は受けましたが、まず経営のあり方が一番ではないかなと思いますし、それから水田でございますけれども、現在1,123町歩の圃場整備をしていますけれども、これも恐らくこれから世界に伍していけるような、いわゆる農業経営といいますか、そういった基盤整備が現在着々と進んでいるわけです。

さらには、先ほどの四宮議員の質問にありましたように、例の吉田東部の太陽光が仮に本格的に稼働しましてもまだまだ十分な畑地があるということで、そういう面で農業はこれからの経営次第で非常に雇用の受け皿になりますし、非常に成長産業であると。亶理の場合は特にそうであるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本当に亶理町っていいところだなと、つくづく感じます。そういう

部分をどんどん発信していくということが大事なことだと思います。それで、地方への新しい人の流れをつくるという部分で、こういう取り組みをしているところがあるということで紹介されていまして、お聞きしたいと思います。

若い世代の地方移住を支援し、地域の活性化を進める施策として、地域おこし協力隊という制度もメニューの中に載っておりました。地域おこし協力隊は1年程度から最長3年を、移住した地域で生活道の草刈りや農作業の手伝い、地域の高齢者の見守りを初め、さまざまな地域協力活動を行う総務省所管の事業です。国の財政支援として、協力隊員1人当たり年間上限で400万円が最長3年間自治体に交付されるということです。隊員募集のための予算についても、1自治体当たり200万円を上限に特別交付税を受けられるということが載っておりました。

ぜひ亘理町のそういうイチゴのこれからの生産者をふやすためとか、あと町のいろいろな高齢者対策とか、何かそういう部分で地方に移りたいという人たちを協力隊という形で受け入れるという、そういうこともこれから考えていかなければならないと思いますけれども、ちゃんと国のほうからお金も出るということです、そういうことは今まだ具体的に考えていないでしょうか。結構取り組んでいる自治体もあるもんですから、そういう考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町の現在持っている中身からしますと、議員おっしゃるとおり十分その施策は実行できるというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それで、この事業をやったことが載っておりましたけれども、2009年から行っている事業なんだそうです。財政支援は3年間ですが、3年たっても半分以上の元隊員が移住地やその周辺に住み続けているというデータも載っておりましたので、2013年度は実施自治体が318しかなかったみたいですが、国のほうでは1,000自治体で実施することを目指しているということを掲げておりますので、ぜひ手を挙げて、町に一番合った地域の協力隊員を募集されたいかがかなと思いますので、この点お願いしたいと思います。

あともう一つが、結婚支援、子育ての希望をかなえるという部分ですけれども、これはこれから全自治体の約半数で20から30代の女性が30年で半分になってしまうという試算が、日本創成会議のほうで示しております。亘理町では2010年に4,031

人の20歳から39歳までの女性の人口が、2040年には2,382人、40.9%がマイナスになるという試算が出ております。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるためには、やはり先ほど一番最初に言った雇用を確保して、経済的に安定を図って、そして妊娠、出産、子育てにしっかりと支援をしていかなければならないということが大事なことだと思います。

今、本町では保育所の待機が大変多いような状況です。ですので、この総合戦略の中で待機児童の解消にしっかりと取り組んで、やはり若い人たちが亘理町に住めば安心して働けて、そして子供もきちんと成長してくれるという、そういう町をアピールしていく必要があると思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおり、それらの意を酌んで取り組んでまいりたいと思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） あとまちづくりについてですけれども、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守ることが大事なことだと思いますけれども、今後仙台空港が民営化になります。そうすると、東北の核ということで国際的な拠点の向上が図られることになって、日本内外、本当に多くの方が来ると思います。そういう中でまちづくり、亘理町の中のまちづくりだけでなく、やはり隣の町ともうまく連携しながら、飛行場におりた方、もう最高の温泉がありますので、そこら辺も使って岩沼市さんと一緒にまちづくりをするという、そういうことも今後考えられるのかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、岩沼市は隣でございますけれども、当町の資源は非常にいっぱいありますから、これらを有効に活用したいと思っておりますし、岩沼市のみならず近隣市町、場合によっては遠く白石蔵王、仙南地域全部入れましたそういった展開を図っていきたいと、そのように思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 本年は地方創生元年、スタートの年と言われております。本町には本当に日本一のいちご団地を初めとして、どこにも負けない農産物があります。風光明媚で歴史もしっかりあって、そして高速道路も首都圏までしっかりつながりま

した。どうぞ皆さんの意見をしっかりと聞いて、話しやすいそういう環境もつくっていただきたいと思います。やはり役場に来て、結構皆さん町民の方は緊張するという言葉をよく聞きます。ぜひ皆さんの声がストレートに入るような、何かそういう窓口の体制とかも今後考える必要があるのかなと思いますし、あと今情報がいっぱいどんどん発信されておりますので、そういう情動的な部分のこともきちんと使って、町からどんどん発信をしていっていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。子供の読書環境の充実についてであります。

子供が読書することは、言葉を学び感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとして、人生をより深く生きる力を身につけていくために不可欠なものと考えます。そこで次の2点についてお伺いいたします。

小中学校の図書館の司書の配置についてであります。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 小中学校の図書館ということですので、教育長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤アヤ議員にお答えいたします。

学校図書館法では、学校図書館の専門的な職務を担う教員として司書教諭を置くこととされております。具体的には、学級数が合計12学級以上、特別支援学級も含めますけれども、12学級以上の学校には必ず司書教諭を置かなければならないというふうになっております。

町内の学校におきましては、亙理小学校が26学級ですので、当然置かれておりますし、逢隈小学校が20学級、そして亙理中学校が16学級、町内の10校のうち3校が12学級以上なものですから、この3校には司書教諭が配置されております。しかしながら、司書の資格を有する教諭が学級担任を持つなどして、学校図書館に専門的に従事するというのは、担任をしておりますのでなかなか難しい状況にあるという現状があります。

本町におきましては、学校訪問を通しまして学校図書館の実情を教育委員会として把握するとともに、学校との話し合いの中で特に被災した学校には多くの図書が寄贈されております。その寄贈された図書の整理分類をしなければならない、あるいは子供たちに読書する習慣を身につけさせたいという要望が強くありましたので、

平成27年度、来年度4月1日より学校図書館支援員として、臨時職員を3名採用し対応したいと、現在その準備に取りかかっているところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 昨年の3月の定例会でも、学校図書館に司書の配置をとということで一般質問をさせていただきました。また、教育福祉常任委員会でも学校図書館に司書の配置の重要性を、視察調査報告書の中で報告をさせていただきました。そういう中で、27年度から3人の方に学校の図書の臨時職員ということで配置をしていただくということですが、その3人の中で司書資格を持っている方は何人いらっしゃるのでしょうか。また、勤務時間は何時から何時まで働くようになるのでしょうか。また、報酬等は近隣の市町と比べていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な資格とか、あるいは時間等については、担当課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） お答えいたします。

有資格者は3名のうち1名有資格者がございます。それから、賃金に関しましては、町の臨時職員の賃金と同等ということで考えております。勤務時間はそれぞれ常勤という形で採用いたします。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 有資格者の方が1名入ってくださるということは本当にうれしいことです。この学校図書館の勤務の前に、ある程度の事前の研修等が必要と私は考えますが、どのような体制で研修を行うのでしょうか。直接学校に図書館の仕事だからと、すぐに勤務できるわけではないと思いますけれども、あとまた学校にとってもこれまで図書館担当の職員がいなかった部分で、学校側の準備もこれから必要かなと思いますけれども、そういう部分での対応はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 有資格者が1名ということで、ある面では専門外の方が2名いるわ

けでございますので、図書館の管理運営をするに当たっては、町の図書館がござい  
ますので、その辺に派遣して行って研修をするなり、あるいは町の図書館の司書資  
格者が学校のほうに行って研修をする、いろいろなことが考えられると思いますけ  
れども、いずれにしましても事前に研修は受けさせたいと考えております。

なお、学校にも先ほど言いましたように、有資格者の教員が小規模でもいるんで  
す。ほとんどの学校が町内の小中学校には、12学級未満の学校にも有資格者の先生  
方がいらっしゃいますので、そういう方の指導、助言なんかも事前にできるのでは  
ないかなというふうには考えております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 昨年、教育福祉常任委員会で、市川市を視察しました。そのときに  
教えていただいたんですけれども、学校司書の方は1人なのでどうしても孤立して  
しまうというような話をいただきました。ぜひ互理の中央図書館、立派な図書館が  
ありますので、そこを中心にネットワークをしっかりとつっていただいて、学校と  
図書館の情報のスムーズ化とか、司書の方たちの意見の交換とか、そういう場をき  
ちんと設けていただければ、働く方も安心して働けるのではないかと私は考えます。  
そういう部分は、まだ4月1日からすぐに現場に入るといような感じでなくて、  
やはりそこら辺はきちんと体制をつくってから、学校に配置をされることが大事な  
ことかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 孤立化を防ぐというか、そういうことは各学校教職員がおりますの  
で、配置された学校では職員体制はきちんと協力体制をとるといふふうに思ってお  
りますし、ただやはり専門的な技能というか必要とするものですから、当然町の図  
書館と連携を図りながら、その辺きちんとした体制づくりをしていきたいというふ  
うに思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） それでは、今後町内の全校に学校図書館の支援員というか、司書の  
配置はどのように考えていますでしょうか。ことしは3人ということですがけれども、  
せめて小学校6校の部分は、私はなるべく早くに支援員を配置をすべきだと考えて  
おりますけれども、これはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） とりあえず3人を採用して対応していきたいと。今のところ教育委員会の考えではございますけれども、1人は亙理小学校がもう760名、770名ぐらいの児童数がありますので、1人はそこに常勤させていきたいと。あとの2人は、被災した荒浜小学校と長瀬小学校に当分の間配置し、ある程度めどがついたらほかの小学校3校ありますので、そちらにも協力していただこうかなというふうな考えも今のところ持っておりますので、状況を見ながらその有効活用を図ってまいりたいと。将来的には小学校6校とも臨時の職員を配置することが望ましいわけですが、これもまた今後残された課題と。ただ、学校側の要望等も十分踏まえながら、例えば小規模校だと司書教諭の資格がある先生で十分だという学校もあるかもしれません。その辺も含めて今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 司書を配置しているメリットという部分で、やはり小さいうちに読書習慣をつけることで、中学生になっても学校図書館の利用につながるとか、読書活動や学習、探求型の学習が活発になったとか、学校図書館の図書の貸出数がどんどんふえていったと、あとまた町立図書館との連携が強化された。そして、学習面でもしっかりと効果が見られているというような、そういうメリットがあると私は考えております。

やはり市川市に行ってお聞きしたことでございますけれども、人のいない図書館は書庫だということを言っておりました。ぜひ子供たちに本とのパイプ役というか、いい本とめぐり合わせるためには、ぜひ人がいて子供たちに接していただければなと私は思います。そして今、被災された2校の図書館が、多分保健室の機能も果たすのではないかなと、そういうことも考えております。あとほかの逢隈小学校にしても、図書館が大好きだという、前臨時の司書の方がいたときもそのような話を聞いております。図書館の役割というのは、いろいろな部分で大事です。本があるから図書館でなくて、人がいるから図書館という体制をお願いしたいと思います。

それでは2点目に入ります。子ども読書活動推進計画の策定についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答えいたします。

各学校におきましては、読書を習慣づけるために子供たちによる図書委員の活動の活発化、図書委員会というのがございます。そこに所属している子供たちですね。図書委員の活動を活発化する取り組み、それから朝読書ですね、町内の小中学校全て朝読書をやっております。そういう時間を設けるなどして、本を読む機会を多くする取り組み、あるいは特に小学校におきましては読書に興味、関心を高めてもらうために、ボランティアによる読み聞かせの機会なども設けております。

ご質問にあります子ども読書活動推進計画の策定につきましては、県の生涯学習課と内容を協議し、資料の収集などを行い、それを踏まえて平成27年度中に仮称ではございますが、亘理町子ども読書活動推進会議を立ち上げたいと考えております。委員の皆様のご意見を参考にしながら、子ども読書活動推進計画を策定したいと考えております。

計画の期間といたしましては、平成28年度から平成32年度までの5年間として、亘理町の子供たちの心豊かでたくましく生きる亘理っ子の育成を目標とする内容にしたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この子ども読書活動推進計画については、平成21年9月に一般質問をいたしました。そのとき当時教育長だった鈴木教育長より、今後検討してまいりますというご答弁をいただきました。また、昨年3月にも、この読書活動推進計画の策定について質問をいたしました。そのときに大人も含めて、先ほども言いましたけれども、日本全体で読書離れが進んでいる状況、本町でも例外ではないというふうに思います。そういうことから、今後の図書館運営のためにも来年度、平成26年度中にアンケート調査等を実施して、現状を十分に把握しながら関係各部署と調整を図った上で、推進計画を策定してまいりたいというふうに今のところ考えておりますという、教育長からご答弁をいただきました。大事なのは、まず現状を知ることだと思います。そういう中で教育長は、アンケート調査を実施するというご答弁をしてくださったと思うんですけども、その点について教育長は26年度中にはアンケート調査を行ったんでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な内容については、担当の生涯学習課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） アンケート調査の内容につきまして検討するかということで、先ほど教育長が申し上げました、互理町子ども読書活動推進会議というふうなところで内容を練って、どういう項目でどういう調査をしたらいいのかという中身についてはまだ検討されておられませんので、立ち上がった段階でアンケート調査というふうなことに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先日、県の生涯学習課の職員の方にいろいろお聞きしました。やはり計画をつくるには、大体1年ぐらいかかるというような話をしておりました。そして、またきちんとつくると言うことを言っていただければ、研修会や、あといろいろな勉強会等もきちんとやって、しっかりと応援をしていく体制を整えておりますので、ぜひ県のほうの生涯学習課のほうにいらしてくださいという話を聞いてまいりましたので、どうぞ28年度子ども読書活動推進計画の策定がきちんと実行できますようお願いを申し上げ、一般質問を終わります。

以上です。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時といたします。休憩。

午後 1時52分 休憩

午後 2時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、17番。佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番、佐藤 實です。私は2問について質問をいたします。

1問目、震災記念施設の建設についてということで、震災発生後、間もなく4年目になろうとしております。復興計画事業が本格化し、復興事業が順調に進捗しております。荒浜地区防災集団移転跡地周辺の施設整備も進み、新規アーケード街店舗が3月15日にオープン予定になっております。町として復興への誓い、亡くなられた方々への思い、遺族のよりどころとしての震災記念施設の建設についてお伺い

をいたします。

東日本大震災の津波により、本町は沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けました。町では震災遺構を保存する計画はないようですが、この津波による被害については、警告として後世に伝えていかなければならないと考えております。できれば建物を建設し、中に鎮魂碑を納め、震災の記憶を伝える映像や写真などを展示し、学校における防災教育、また観光事業にも活用できる施設として設置すべきであると考えておりますが、いかがかお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

震災記念施設を建設してはどうかのご質問ですが、佐藤議員もご承知のとおり、現在町内には震災で亡くなられた方々をしのび、遺族のよりどころとなる鎮魂碑に当たる施設が2カ所整備されております。1つが荒浜築港通りの仮設商店街北側に、荒浜地区まちづくり協議会が主体となって整備した鎮魂の杜で、震災のつらく悲しい体験と命の大切さを語り継ぐ場所を共有し、ともに前へ進む勇気を育む場所として、荒浜のシンボルとすることを目的に整備されたものです。

もう一つが、長瀨小学校の跡地に吉田東部地区まちづくり協議会が主体となり、支援団体の協力のもと、全国からの寄附によりお地蔵さんを建立したもので、震災で亡くなられた方々の鎮魂と、津波被害を忘れることなく未来へ引き継ぐことを目的に整備されております。

このように、震災で亡くなられた方々を鎮魂し、甚大な津波被害を後世に伝える施設が既に整備されていることから、町といたしましては改めて震災記念施設を建設する計画はございませんが、今後これらの既存施設を学校における防災教育や観光業への活用も検討しながら、被災した地域の復興を目指し、二度と多くの犠牲者を出さぬように、この東日本大震災をとつと教訓として、町民とともに歩んでいきたいと存じます。

以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） ただいま答弁にありました荒浜地区を見ますと、たしか築港通りの今商店街北側とおっしゃられましたが、築港通りの鎮魂の杜と解釈いたしますけれども、あの場所においては今後荒浜大通線の避難道路がたしかあそこを通る予定に

なっておって、その場所においては今後あそこの移転が強いられるのではないかと  
思いますが、その点はいかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 県道荒浜港今泉線のかさ上げ道路整備事業につきましては、現段階  
では鎮魂の杜の敷地の一部が道路敷のり面となる予定ですが、施設そのもの  
への影響があるとは伺っておりません。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） そうしますと、あそこのスロープ、たしか今荒浜大通線の橋があり  
ます。もとのアパート跡地なんですけれども、あそこがスロープになった場合、今  
度出入りが、今結構観光バス等、あるいは大型バスなどが入っておりますけれども、  
入る道路がちょっと難しくなるのではないかなと思いますけれども、その点はいか  
がですか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで今申し上げましたのは、今後の法線も含めて詳細につ  
きましては事業主体である県と調整しながら施工、それから今ご質問のありました  
施設に影響が出ないように調整しますが、もし影響が出る際については、今後協議  
してまいりたいということで考えております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） それだけにこだわっているいろいろ申し上げることは、今後の事業の進  
捗状況によりということで解釈いたしますけれども、ただし私申し上げましたのは、  
そういう施設を云々と今質問に入っておりますけれども、その中で確かにあそこは  
鎮魂碑はあります。しかし、ただ拝むだけの鎮魂の杜であって、慰霊碑というのは、  
いろいろなそういう震災で亡くなられた方、犠牲になられた方々の名前を刻み込ん  
で、そしてそれが初めて慰霊碑となるものと解釈いたしますけれども、こういうよ  
うな状況からいきますと、あれだけの鎮魂碑で今後の後世に伝える慰霊碑として認  
めるのかどうか、その点もお伺いいたしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 鎮魂碑も震災で亡くなった方の魂や霊を慰め、震災の記憶を後世に  
伝える施設であり、名称こそ違いますが意味合いとしては慰霊碑と同じものである

と理解しております。したがいまして、改めて慰霊碑を建立する予定は今のところ考えておりません。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） それではお尋ねしますけれども、確かに風雨とか風雪に限らず、いつでも関係なく入れる場所、そして時間を限ってのいろいろな施設を建立すれば、入館時間とかあるかもしれません。しかし、私はそれをもっていろいろな震災メモリアル施設、要するに今県内では、あるいは全国的にもないかと思います。遺構があります。幾らでもそういう被災を受けたものに対しては、それを残せば遺構になります。しかし、それを改めて建設あるいは施設をつくるということであれば、そういうことを国、県に働きかけて、そういう施設の財源を確保するというような形はとれるのかどうか、その点お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町では震災遺構となる施設はありませんが、津波被害から復旧して営業を再開したわたり温泉鳥の海は、震災遺構と同じように災害の記録と伝承に寄与する施設であるというふうに判断しております。町村会を通じまして、宮城県に対し財政支援等を講じていただくよう、今後とも希望してまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今のところいろいろな財源の問題も絡んでくるので、私はそれをどういうふうにするか、今後の課題として財源が確保できればそういう形で残していただきたいという観点から、質問をしているわけでございます。それで、要するに荒浜地区を、あるいはそういう鳥の海温泉周辺をスポーツエリアあるいは観光エリアとして、今いろいろな面で復興させております。そうなれば、観光という目玉、要するに観光拠点としての、震災前であればいろいろな面で、あそこで言えば蛭塚の森とか、あるいは防風林の御狩屋とか、そういう地名的なところでありました。

しかし、今はありません。震災の影響で、ほとんどなくなっております。そういうところから見ると、今後亘理町の荒浜地区の観光の核としては、どういうふうを考えておるのか、その点お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 正直言いまして、建物のことを今おっしゃったわけですが、建物だけが観光資源ではないと思います。荒浜そのものにつきましては、いわゆる

海の風景、景観そのものが一つの資源だと思います。それから、わたり温泉島の海は、いわゆる観光の拠点として位置づけておりますけれども、今後とも観光の拠点になろうかと思えます。あそこからの展望は、東は太平洋、西は蔵王連峰を一望に見渡せますし、非常に素晴らしいものがあるかと思えます。

それから、また漁業の優位性を含めまして、今計画続行中でございますけれども、フィッシャリーナの復活ですね、それらを含めまして十分荒浜には観光資源はあると考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 私は、震災前の件で荒浜の核はどうかという形で一般質問をしたことがあります。そのときは、前町長であります齋藤邦男町長が申されたのは、いろいろ蛭塚、あるいはそういうフィッシャリーナ、あるいはその他各地域のそういうものを、建物じゃなくてそういう観光地を活用して、いろいろアピールしていきたいというような答えももらっております。

齋藤 貞町長におかれましては、今後そういう点を踏まえながらいろいろと進んでいくのかなと思えますけれども、しかし、やはり観光に結びつくというよりも、それをあわせて今冒頭に申し上げましたように、鎮魂碑を納めただけじゃなくて観光事業にも活用できる施設、建物ということで私は申し上げますので、いろいろ震災の記憶を伝えるような、あるいはそういうものを展示するような場所、それが必要ではないかという思いで質問しているんですが、やはりそれならば今鳥の海温泉が、ちよくちよく町長さんが答弁されておりますけれども、その鳥の海温泉の活用法として別の方法を考えておると思えますけれども、その中の一部分をそういうような展示あるいはそういう施設に変えていくことについては、いかがなものでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。いわゆる生き残った建物をどう利活用していくか。例えば荒浜小学校もしかりでございます。ですから、荒浜には今おっしゃったような展示する場所として、一つは鳥の海温泉もあります。現在は1階の部分は全て休憩所になっておりますけれども、今後の展開次第ではあそこに空きスペースが出る可能性も出てまいりますし、荒浜小学校においても必ず空きスペースは出るはずでございます。したがって、そういったかつて被災した、実際

震災あった荒浜小学校も含めまして、今議員おっしゃったような遺構、遺品その他展示物ですね、その辺は考えていければなというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今、私質問した中でいろいろとお答えをいただいたことで、ある程度は理解をして了解といたします。しかしながら、やはり今町長が申されたように、小学校の利活用あるいは今のところ生徒数が全然見込みがないわけではないですけども、若干空き部屋とか空き教室が多々出るかなと推察されれば、今お答えいただいたような方法で活用も必要かと思しますので、その点を再度お願いしながら、次の質問に入らせていただきます。

2問目、復興計画に関する用地取得進捗状況はということで、復興計画に基づく防災集団移転は、地域住民の方々の理解と協力によって進んでいると思いますが、復興計画に係る避難道やその他の用地取得の進捗状況についての、次の3点をお伺いいたします。

1点目、復興計画において必要とされる用地取得の進捗状況はいかがなのか、お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 用地の取得状況に関してであります。防災集団移転促進事業に伴う災害危険区域内の用地取得状況につきましては、荒浜地区で469人中420人、89.98%、吉田地区は308人中278人、90.26%、合計で777人中700人、90.09%の方と契約が終了しております。

防災集団移転促進事業の対象外となっていました横山囲いですが、スポーツエリアの用地の一部として計画されているため、今年度中には用地取得することで準備しております。

避難道路につきましては、荒浜大通線、荒浜江下線、五十刈線、野地流線、橋本堀添線の5路線について事業を進めているところであります。

荒浜大通線に関しては、1月末に用地協議会が終了し、土地の単価につきましてご提示させていただいております。契約の準備ができ次第、速やかに契約会を開催し契約させていただく予定となっております。

荒浜江下線につきましては、スマートインターチェンジの関係で高速道路常磐道と県道亘理相馬線の間を先行買収しておりますが、その他の部分につきましては、

測量図面が完成していない箇所があるため、完成次第、用地協議会を開催した後、契約会にて契約させていただく予定となっております。

五十刈線につきましては、約920メートル分の用地買収が終了しましたが、残りの部分につきましては、国道横断部分について国土交通省と、踏切横断部分についてJRと協議が終了し、法線等が確定した段階で用地測量を実施し、用地取得してまいります。

野地流線につきましては、全路線延長約1.6キロメートルのうち約0.9キロメートルにつきまして測量の立ち合いが終了し、測量図面が完成次第、用地協議会を開催した後、契約会にて契約させていただく予定となっております。

橋本堀添線につきましては、全路線延長約4.2キロメートルのうち南側の約1.6キロメートル分につき用地買収が終了し、工事も着工されております。残りの約2.6キロメートル分につきましては、平成27年度から用地測量を実施し、図面が完成次第、順次用地買収を進めていく予定でおります。

メガソーラー事業につきましては、防災集団移転促進事業により取得した宅地及び圃場整備事業により用地を確保いたします。関係各課で連携し、事業に支障のないよう進めているところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 防災集団移転の促進事業に伴う災害危険区域内用地取得に関しては、ほぼ了解いたしました。今、質問でお答えいただいた対象外の横山囲いですが、これは二線堤の東側を指すのか西側を指すのか、その点お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございます。二線堤となる県道荒浜港今泉線より東側の水田地域でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 了解いたしました。確かにあそこは今スポーツ公園というか、運動場とか、そういう用地に使われるということで用地を取得しておるわけですが、すけれども、これに関しては西側は農地ということであったから、確かにその点は東側かなと思っておりましたけれども、了解しました。

では、次の荒浜大通線のサイドの農地、要するにもとの荒浜支所の両サイドの農

地、あそこはちょっと雨とか何か降ると、若干陥没したところもあるので、くぼ地になって水たまりとなっておりますけれども、そういうときいろいろ支障が出るのではないかと。あるいは夏場に来ると、どうしてもその水たまりとかアオミドロというんですかね、青くなった草みたいなのが生えて、そこに虫がわいて若干夏くさいとか何とかという今年の夏場過ぎた後に、住民の方々が話ししていました。ましてあそこに防集移転の方々が今度戸建て、あるいは自分の家を建てて移転した方々もあります。そういう人たちの苦情にもなるのかなと思いますので、その点どういうふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘の荒浜地区交流センター周辺の中野地区の約7ヘクタールの農地の件だと思いますけれども、農地復旧につきましては平成27年度において県営農地災害復旧事業として整備されるとなっております。また、荒浜中学校東側の横山囲いの農地につきましては、昨年荒浜雨水ポンプ場の修復工事が完了していることから、平成27年度から県営農地災害復旧事業、いわゆる農地復旧、それから除塩工事ということになると思いますけれども、これによって整備されます。

平成27年度末の完了予定ですが、平均で約40センチの地盤沈下が見られ、盛り土などの整備が必要となることから、若干の工期のおくれが出る可能性もあります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） そういうような方針があるのであればいいんですが、結局地元住民あるいは地域住民の方々は、常にそういう今後の方策が、あるいはどういうふうになるのかと、それを知りたがって我々にもいろいろ話しかけてくるんですが、町側、当局側がそういうことであれば、この次もそういうお話があれば私もお答えしておきたいと思いますので、なるべく早く確定したら工事にかかっていただきたいと思っております。

続いて、2点目、3点目に入りますけれども、これは前もって当局側から2点目、3点目については一括してお答えするということですので、まとめて質問いたします。

2点目としては、用地の取得状況で復興計画の進捗に影響は出ておらないのかどうか。3点目、復興計画を進める上での今後の対応と対策はどのようになるのか、

お尋ねをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 2つのご質問についてただいま議員おっしゃったように、関連がありますので一括回答させていただきたいと思います。

防災集団移転促進事業、避難道路等の復興事業に伴う用地買収の進捗状況並びに今後の対応と対策についてでございますけれども、現時点では大きなおくれは出ていないと判断しております。しかし、今後取得する予定の土地には、未相続地のため相続を行わなければならない土地や、不在地主が所有している土地、抵当権等がついており抵当権の抹消を行わなければならない土地等、用地の取得に時間を要する土地もございます。各路線において圃場整備、県道、国道、JR等の協議に時間を要し、進捗におくれが生じておりますが、これらの機関との協議にめどがついたことから、今後も早期完成を目指し事業の推進を図ってまいります。

いずれにいたしましても、一日も早い復興のために、地権者の方に誠心誠意事業の必要性について説明及び説得をさせていただきまして、また関係機関との連携を深め、少しでも早く用地の取得ができるよう今後とも努めてまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今答弁いただいた内容でございますが、今まではそういう形でそういう問題は生じておらないということでございますが、しかし、今の内容を聞きますと、要するに遺産相続とかそういう未相続地が出たときに、そういう障害が出てくるということではありますが、しかしそれはそれでまた別の問題でありまして、私思うのは、協力を得られないというか、協力してもらえないのは何でかというふうに考えたときに、やはり道路をつくる場合の説明というか、私もこの内容がちょっとわからなかったんです。ということは、やはりある土地がここに1反歩あって、その中を端のほうを通してくれとか、その真ん中を通るからもうちょっとずらしてくれとか、そういう話が出て同意を得られない場合が多々あるかと思います。

そのときの道路の設置、説明しても、地権者は逆にその道路はただ道路であって、こっちが反対すればもう少し左側に寄ってくれとか、1メートルぐらいずれてくれというような話をすればずれるものと、そういうふうに思っておりますし、私もそう思っていました。しかし、いろいろ担当課に行って聞いたりしましたら、道路構造令、道路法とか、あるいは亶理町の道路の構造の技術的基準等を定める条例とい

うのがあって、やはり道路をつくる上で極端に直角に曲げるとか、まっすぐに行くのを少し曲げてずらして、ここ反対されたから左にずれればいいというような、そういう感じで私は思っていましたけれども、この内容を聞いてみますと、そういうことが原点で、なかなか同意を得られなかった人たちに説明をする、その時点でこういうふうになってこうなりますよというような説明がちょっと足りないのではないかなと、そういうふうにした観点がありましたので、お尋ねをするわけですが、職員の方々にもそういう道路を確保するときには、十分に地権者にも説明、理解を得られるような方法を講じていただければ、なるべくスムーズにいくのかなと、そういうふうにも思いました。

今後、町長として職員の方々にもどういうふうに指導していくか、その点だけお尋ねして質問を終わらせていただきます。お尋ねします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 大変ご指摘ありがとうございます。公共事業を始める前段階としては、地権者の方だけでなく、関係する地域の皆さんへ事業説明会を開き、ご理解を得るよう説明させていただいております。しかし、今おっしゃったように、説明不足の点や抵当権や相続等の個別案件がある場合につきましては、要望や必要に応じまして、理解とご協力を得ることができるよう、丁寧に説明を申し上げるようにしてまいりたいとこのように思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） わかりました。私らもそういう地権者があったときに、同意を得られるような、そして協力を得られるような方策を考えていきたいと思いますので、当局のほうも各担当課にそういう指示を出して、町長を先頭に、そういう地権者に説明を果たしていただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって、佐藤 實議員の質問を終結いたします。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。2つ質問をいたします。簡潔にいたしますので、ご返答も簡単をお願いいたします。

1つ目、仮称町民号を復活してはどうかということでございます。

震災前にこういうふうな町民号がございました。問題は、昨年11月に大分県日出町と友好都市を締結いたしました。今後、交流を深めるために、この仮称町民号を復活してはどうかということでございます。行き先は当然、大分県日出町と姉妹都市の北海道伊達市でございます。隔年、1年置きに訪問することも一考ではないかでございますが、ご返答いただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 昨年11月27日に、東日本大震災からの復興支援を契機に交流が始まった大分県日出町と、町民相互の理解と友好を深め、教育、文化、産業、観光など各分野の交流を図り、町民福祉の向上と両町の繁栄と発展を念願して、友好都市を締結いたしました。昭和56年4月からは、歴史的つながりのある北海道伊達市とふるさと姉妹都市を締結し、各種の交流を積み重ねております。

現在、北海道伊達市と町内の団体が交流事業を行う際の一部補助金として支援をしておりますが、それに大分県日出町を加え、交流事業を支援できるようにと考えております。

これからの交流事業について、北海道伊達市及び大分県日出町との町民相互の交流や親睦を深める効果のある交流事業を協議し、一人でも多くの方が足を運んでいただけるよう、今後検討してまいります。ご提案の町民号でございますけれども、これも検討事項の一つに加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 伊達市と交流する際に補助金を出しているということでございますが、これについて概略で結構ですが、内容をご説明いただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 伊達市との交流は当初10万円だったんですけれども、現在は10万2,000円でございます。それから、日出町につきまして、これはご質問ないんですけれども、1団体につき日出町については10万円の補助金交付予定ということで、現在検討中でございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 余り掘り下げていかないんですけれども、1団体7万2,000円とか、

団体というのは例えば5名で行っても団体とか、そういうところが一つ。

それと日出町、今後協議するということですが、協議は結構ですが、いつまでに検討、返事をいただけるか。これについて2つ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 団体数については、10名でございます。それから、今の町民号の件ですが、これは当初の考え方は、観光の交流というよりも、JRの利用促進から始まっているんですね。ここから始まりまして、亘理駅、浜吉田駅、逢隈駅の利用を促進しようということで、昭和57年2月14日に運行第1回が始まったようでございます。その後、JR東日本はその趣旨を町から受け継いでやったということで、平成17年9月からJR東日本が運行したんですけれども、大震災前まで実施していたということです。ですから、途中からはJRのほうで運行を持っていたということです。これは今の議員のご提案は、町のほうでということですが、これは慎重に検討させていただきたいということで、時期がいつまでということはやっと勘弁させていただきたいなど。ただ、一つのいい提案だということで受けとめさせていただきます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 大分県日出町との関係、交流、金額、さっき何か10万円ぐらいとかと言いましたけれども、協議、検討するというか、それはいつごろまでご返事いただけますかということ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これはできるだけ速やかにご報告したいと思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） できるだけとは。4月いっぱいとか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） いつまでということなので、新年度から実施する方向でご報告したいと思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） そのように捉えておきます。あと団体はどういうグループかどうかというのは、後で詳細を事務的に伺います。

次に2つ目に入ります。わたり温泉鳥の海についてであります。

昨年10月に、まずは日帰り温泉を再開してから約半年、5カ月ですけれども、たちました。そこで、今までの営業状況等と今後について3点質問をいたします。

1点目、平成26年10月4日再オープンのとことからことしの2月28日までの実績と、昨年の10月4日の再開時から間もなく3月31日までの見通しをお伺いいたします。項目は、利用人数、利用収入、これは飲料も含まれます、それから雑入、これはタオルの販売かなと思います、それに管理運営費、この4点についてお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

実は2月分についての集計も、私の手元にはメモ的には来てはいますが、正式には現在1月までの集計ということなので、1月までの集計について末日までの報告とさせていただきたいと思います。

利用者人数につきましては、4万7,521人です。利用収入は2,143万350円でございます。雑入は97万5,496円でございます。管理運営費でございますけれども、2,733万5,102円となっております。

続きまして、再開より3月末までの見通しを報告させていただきます。利用者人数につきましては7万人、利用収入は3,200万円、雑入は135万円、管理運営費は4,551万円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 3月末の見込みでございますが、4,551万円、この中に2月、3月の発生した未払金と申しますか、例えば人件費、それから電気、ガス、水道、その他、一般的にいう未払金が、この管理運営費に入っているかどうかであります。お答えいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 数字的なことなので、わたり温泉鳥の海所長より答弁させます。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 議員ただいまおっしゃったように、人件費、燃料光熱費等、全部含んでおる数字でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） さて、利用人数についてお伺いします。3月末は一口に7万人、私の計算では、営業日数で割りますと約400人でございます。震災前は450人前後だと思えます。いわゆる震災前に匹敵する数字であると、喜ばしいことだというふうに申し述べて、次にいきます。

計算しながらなんですけれども、管理運営費4,551万円で、それから利用収入、雑入等を含めると、営業損失1,215万円となります。この利用人数と営業損失を頭に置きながら、続けて質問をいたします。なお、細部にわたっての掘り下げた質問は、決算委員会ではございませんので避けたいと思えます。

まず、基金残は幾らございますか。昨年の6月時点では約600万円と伺っておりますが、3月末の見込みで結構ですから幾らか。

議 長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） ただいまの基金残高でございますけれども、204万円となっております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 2点目に入ります。経営内容を把握するために、損益計算書を作成してはどうかということでございますが、ご答弁を願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在は日帰り入浴のみということですが。今後営業をどうしていくかと、経営をどうしていくかということも含めまして、確かにおっしゃるとおり、数字は全てを物語ります。議員おっしゃるとおりでございますから、それらをこれから営業の方式を考え、ともにしながら、この計数管理のほうも考えていきたいと思えます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 損益計算書を作成したらいかがですか。でき得れば、通常ですと月次決算までやるべきではないか。常に正確な数字を把握して、次の展開に持っていく。これが町長も民間企業におられたわけですから、いかがでございますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。ただ、現在も営業についての日計表はもう詳細に作成しております。随時私も拝見させてもらっています。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 別の角度からですが、毎月の歳入歳出、例月の出納検査結果報告も  
ございます。ちなみに申し上げますと、今 1 月末までのがございまして、わたり温  
泉島の海、収入累計3,399万円、3,400万円というところがございますけれども、先  
ほどのご報告とは若干1,000万円ぐらい違います。それから歳出、歳出は管理運営  
費も入りますが、3,039万円。約3,040万円。先ほどの計算しますと4,551万円、大  
分違います。要は数字を把握すべきなんですけれども、恐らく出納検査ですからこ  
こに未払金とか、未収入はないと思うんですが、借換金とか入っていると思います。  
それらは出納検査の報告ではわかりません。したがって、どうしても損益計算書が  
必要ではないですかということ申し述べているんですが、いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げましたように、損益計算書も一つの手法だと思いま  
す。これらを含めて考えていきたいと思っておりますけれども、おおむねざっと俯瞰しま  
すと、いわゆる管理費は月約700万円ぐらいかなというふうに、今現在までのあれ  
でそのように見えています。ですから、営業収益が大体600万ぐらいかなと、俯瞰で  
ございますけれども、この辺はおっしゃるとおり、もう少し正確な数字の中で把握  
していきたいと思っています。

以上です。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 行政の中では歳入歳出とかいろいろあるわけですが、民間で  
は先ほど申し上げましたように、企業会計なんですね。いわゆる損益計算書を出し  
て、それに未払いあるいは未収入、そういうことをやって初めて正確な数字がつか  
める。極論すれば、2月末のものは今既に出ていいんです。そのように思いますの  
で、十分参考にしてやっていただきたいと思っております。もう一度申し上げますと、企  
業会計の導入をぜひ再考して、次の質問に入ります。

質問の結びになります。3点目、今後の運営方針について、経営形態を含むでござ  
います。経営コンサルタント等に依頼してはどうかということでございますが、  
一般的に経営コンサルタントといいますけれども、企業では中小企業診断士のこと  
を申しております。

常磐自動車道が一昨日、3月1日に全線開通いたしました。交流人口の拡大が図

れます。したがって、観光事業であるわたり温泉のこれからの存続、発展にとってチャンスであります。また、もう一度申し上げますと、経営コンサルタントは企業経営の医者でございます。町長、十分ご存じだと思います。その診断を受けて、これからどうしたらいいのか。そういう意味での処方箋を頂戴したらいかがですか。答弁願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在は日帰り入浴だけの営業になっておりますけれども、リニューアルオープン以来、町内はもとより県内外より5万人を超えるお客様に既に利用していただいております。そのような中で、今後の運営方針につきましては、わたり温泉島の海運営委員会や検討委員会などで方向性を決めていただきたいと考えており、経営コンサルタント等の依頼についても、その中で検討協議していきたいと考えております。

ただ、この経営コンサルタントでございますけれども、運営方法を決めると同じぐらい、誰にお願いするかというのは非常に難しいです。経営コンサルタントとくくりにしても、これはもう玉石混交でございますから、この選択は大変難しいなというふうに認識しております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 難しくてもやるのが経営だと思います。そこで、一日も早くということでございますが、一昨年12月、わたり温泉で借り入れた借金8億6,730万円を一括返還いたしました。その際に、全員協議会においてこういうことが話されております。レストラン、宿泊施設を含めた運営方針は、独立採算での町直営なのか、公設民営なのか、しっかりしたビジョンを作成し今後の運営に当たるべきという声が、全員協議会の中で多く出されました。これを受けて、町から、まずは日帰り温泉を再開し、ということでした。前の町長でございますけれども、当時副町長でございますから、日帰り温泉を再開し、借入金全額を繰り上げ償還することは全員協議会としてやむを得ないということを申し合わせております。

その中で、今後のわたり温泉島の海の運営方針をしっかり町で検討されたいということ、あれから1年3カ月たっております。今後検討したいということ、その話は伺っていますけれども、これは1年3カ月前、それから平成25年12月の定例会で

同僚議員はわたり温泉鳥の海の運営計画、運営形態をどのように考えているか。答えは、まずは日帰り温泉入浴で再開を。

もう一つは、昨年9月、これも同僚議員でございますが、経営戦略について伺うと。お答えは、やはり今後宿泊やレストランをどのように運営していくか、全く一昨年の12月と同じだった。オープン後の状況を見ながら、運営委員会等で検討し結論を出していきますと。1年3カ月前、それから半年前、検討していきま、検討していきまでございます。

そこで、オープン後半年経過しました。まず運営委員会等で検討されたかどうかをお伺いいたします。その内容もお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

まずもって再開しますということだったんですけれども、これが早いか遅いかの問題。それから、運営方法をどうするか。まだ決めないのか、これが遅いか早いかは、多少やはりその辺の意見の相違はあると思いますけれども、私は今回、鳥の海温泉を再開できたということは、これは町民ともども喜ぶべき、もう本当に喜んでいいと思いますし、それ以上急いでやるということは、急いでは事をし損ずるという格言もございます。ですから、ここはじっくりやるべきじゃないかと。

例えば、南三陸は遺構にしようと言っているんです。長浜小学校も遺構にしようというんです。我々のところは、本来であれば遺構になりますよね。修繕するのに6億もかかるというわけですから。ですから、9億5,000万円あって6億だったら、15億5,000万円。これで再開といったら、ちょっとなかなか難しい。それが再開できたことに、まず喜びを感じようじゃないかというのが私の考え方です。

ですから、これからその経営をちゃんとしていくには、やはり慎重になること、急いでではだめだというのが私の考え方ですから、まだ半年でございます。もう半年という考え方のようではございますけれども、私はまだ半年でございます。もう少しやはりお客さんの入りを見たいなど。

たまたまきのう「鶴瓶の家族に乾杯」で、大竹しのぶさん、あらいいわねということだったですから、もうあれはすごいですね。恐らくお客さんが相当来ると思います、間違いなく。それをどう我々は活用していくかというか、その辺もあります。基本的にはやはりこれからの経営形態は、風呂はともかくとして、その他について

やはり公設民営というのがベターかなというのが私の考え方でもあります。ですから、この辺を踏まえまして、もう少し時間をいただきたいと。せっかくオープンさせていただいたわけですから、これは絶対成功させたいと思うわけでございます。

それから、先日、運営委員会をやったわけですがけれども、ちょうどたまたま私は都合が悪くて副町長のほうに出席してもらったので、そのときの状況については副町長のほうから。

議 長（安細隆之君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） お答え申し上げますけれども、わたり温泉鳥の海の運営委員会を開催したわけでありましてけれども、その中で10月4日に再開して約半年経過した中での利用状況、あるいは運営状況等についてのご報告をまず申し上げながら、今後の運営方針、鳥の海温泉の運営方針等についての検討については、運営委員会なり、あるいは先ほど町長が答弁申し上げましたけれども、専門家のご意見を頂戴しながら、それをじっくりと慎重に考えていきたいということでの話をさせていただきました。それについては、今後慎重に何回も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長と副町長から話を伺いました。長期熟成ということですね。急いで事はし損じる。さっさとしないと、魚は逃げていくんですよ。先ほど半年、もう半年、違うんです。私が言っているのは、一昨年12月からを言っているんです。はるか1年3カ月前です。そこで一言述べながら、私は思うんですが、考えを述べます。

まず、長期熟成でも何でもいいです。いつまでに、いつごろまでにということを決める。そして、2つ目は、先ほど町長もおっしゃっていましたが濃厚なようですが、町直営なのか、いつまでにどうする。目標を定めて、そして検討協議をすべきだ。いつまでもずるずるいったのでは何もならないというふうに私は思います。

以上、申し述べて、一般質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の一般質問は通告6番までとし、通告7番からの一般質

間はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時56分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 小 野 一 雄

署 名 議 員 佐 藤 正 司